新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年６月

（第３回訂正分）

株式会社キャリア

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年６月17日に関東財務局長に提出し、平成28年６月18日にその届出の効力が生じております。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年５月23日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成28年６月９日付及び平成28年６月14日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し419,200株（引受人の買取引受による売出し345,000株・オーバーアロットメントによる売出し74,200株）の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成28年６月17日に決定したため、これらに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案した結果、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である川嶋一郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式74,200株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

2【募集の方法】

平成28年６月17日に決定**された**引受価額**（1,794円）**にて、当社と元引受契約を締結**した**後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額**（1,950円）**で募集を行います。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定**された**価格で行います。

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「131,100,000」を「**134,550,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「131,100,000」を「**134,550,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であります。なお、会社法上の増加する資本準備金の額は134,550,000円と決定いたしました。

（注）５．の全文削除

3【募集の条件】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「**1,950**」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）１」を「**1,794**」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）３」を「**897**」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）４」を「**１株につき1,950**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．公募増資等の価格決定に当たりましては、1,850円以上1,950円以下の仮条件に基づいて、ブックビルディングを実施いたしました。
その結果、
①申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。
②申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。
③申告された需要の価格毎の分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。
以上が特徴でありました。
従いまして、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況及び上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案し、1,950円と決定いたしました。
なお、引受価額は1,794円と決定いたしました。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額（1,572.50円）及び平成28年６月17日に決定**された**発行価格**（1,950円）**、引受価額**（1,794円）**とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、前記「２　募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「１　新規発行株式」に記載の発行数で除した金額**であります。**

４．申込証拠金**には、**利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額**（１株につき1,794円）**は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

７．販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

（略）

（注）８．の全文削除

4【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受けの条件」の欄：

２．引受人は新株式払込金として、平成28年６月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額**（１株につき1,794円）**を払込むことといたします。

３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額**（１株につき156円）**の総額は引受人の手取金となります。

＜欄外注記の訂正＞
１．上記引受人と平成28年６月17日に元引受契約を締結いたしました。
２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株について、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】
（1）【新規発行による手取金の額】
＜欄内の数値の訂正＞
「払込金額の総額（円）」の欄：「262,200,000」を「269,100,000」に訂正
「差引手取概算額（円）」の欄：「257,200,000」を「264,100,000」に訂正
＜欄外注記の訂正＞
１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
２．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。
（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

（2）【手取金の使途】
上記の手取概算額264,100千円は、業務の効率化を目的としたシステム投資として30,000千円（平成28年９月期に15,000千円、平成29年９月期に15,000千円）、また財務体質及び経営基盤安定化のため、平成28年９月期に106,094千円を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。
残額については、当社の今後の成長に必要な派遣スタッフ募集のための広告宣伝費として平成29年９月期までに充当する予定であります。当該広告宣伝費は、自社広告媒体の強化や派遣スタッフの募集を目的としたものです。
なお、各々の具体的な充当予定時期までは、安定性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第２【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】
平成28年６月17日に決定された引受価額（1,794円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格1,950円）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
＜欄内の数値の訂正＞
「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「655,500,000」を「672,750,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「655,500,000」を「672,750,000」に訂正
＜欄外注記の訂正＞
３．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式74,200株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　ロックアップについて」をご参照下さい。
５．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４に記載した振替機関と同一であります。
（注）３．７．の全文削除及び４．５．６．の番号変更

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】
（2）【ブックビルディング方式】
＜欄内の記載の訂正＞
「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１（注）２」を「1,950」に訂正
「引受価額（円）」の欄：「未定（注）２」を「1,794」に訂正
「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）２」を「１株につき1,950」に訂正
「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）３」を「（注）３」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

２．売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

３．**元引受契約の内容**

金融商品取引業者の引受株数　　ＳＭＢＣ日興証券株式会社　　345,000株

引受人が全株買取引受けを行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額**（１株につき156円）**の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と**平成28年６月17日に元引受契約を締結いたしました。**

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「140,980,000」を「**144,690,000**」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「140,980,000」を「**144,690,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果**行われる、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注）５．の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（2）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）１」を「**1,950**」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）１」を「**１株につき1,950**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一**の理由により決定いたしました。**ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

２．売出しに必要な条件については、**平成28年６月17日に決定いたしました。**

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を**勘案した結果、**本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）**74,200株**の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を**行います。**

これに関連して、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成28年７月22日を行使期限として貸株人より付与**されております。**

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成28年７月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年６月

（第２回訂正分）

株式会社キャリア

「第二部　企業情報」の記載事項のうち、記載内容の一部を訂正するため、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年６月14日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年５月23日付をもって提出した有価証券届出書及び平成28年６月９日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　５　役員の状況」の記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には＿＿＿罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第二部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

５【役員の状況】

＜欄内の記載の訂正＞

「田中　奉文」の「任期」の欄：「（注）６」を「（注）５」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．平成28年１月28日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

５．平成28年１月28日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

（注）５．の全文削除及び６．の番号変更

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成28年６月

（第１回訂正分）

株式会社キャリア

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、金融商品取引法第７条第１項により有価証券届出書の訂正届出書を平成28年６月９日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

○　新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成28年５月23日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集150,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成28年６月９日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し419,200株（引受人の買取引受による売出し345,000株・オーバーアロットメントによる売出し74,200株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

○　訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には_____罫を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

＜欄外注記の訂正＞

２．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、74,200株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である川嶋一郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

３．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　ロックアップについて」をご参照下さい。

４．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（注）２．の全文削除及び３．４．５．の番号変更

2【募集の方法】

平成28年６月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年６月９日**開催**の取締役会において決定**された**会社法上の払込金額（発行価額**1,572.50円**）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「127,650,000」を「**131,100,000**」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「127,650,000」を「**131,100,000**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額**であります。**

５．**仮条件（1,850円～1,950円）の平均価格（1,900円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は285,000,000円となります。**

3【募集の条件】

（２）【ブックビルディング方式】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額（円）」の欄：「未定（注）２」を「**1,572.50**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、1,850円以上1,950円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年６月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額**であります。**また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額**（1,572.50円）**及び平成28年６月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

８．引受価額が会社法上の払込金額**（1,572.50円）**を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

＜欄内の数値の訂正＞

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「**ＳＭＢＣ日興証券株式会社85,900、みずほ証券株式会社24,700、大和証券株式会社14,800、株式会社ＳＢＩ証券9,900、岩井コスモ証券株式会社4,900、エース証券株式会社4,900、マネックス証券株式会社4,900**」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

１．上記引受人と発行価格決定日（平成28年６月17日）に元引受契約を締結する予定であります。

２．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

（注）１．の全文削除及び２．３．の番号変更

5【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

＜欄内の数値の訂正＞

「払込金額の総額（円）」の欄：「255,300,000」を「262,200,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「250,300,000」を「257,200,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

1．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、**仮条件（1,850円～1,950円）の平均価格（1,900円）を基礎として算出した見込額であります。**

（2）【手取金の使途】

上記の手取概算額257,200千円は、業務の効率化を目的としたシステム投資として30,000千円（平成28年９月期に15,000千円、平成29年９月期に15,000千円）、また財務体質及び経営基盤安定化のため、平成28年９月期に106,094千円を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

残額については、当社の今後の成長に必要な派遣スタッフ募集のための広告宣伝費として平成29年９月期までに充当する予定であります。当該広告宣伝費は、自社広告媒体の強化や派遣スタッフの募集を目的としたものです。

なお、各々の具体的な充当予定時期までは、安定性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第２【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「638,250,000」を「655,500,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「638,250,000」を「655,500,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

6．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４に記載した振替機関と同一であります。

7．売出価額の総額は、**仮条件（1,850円～1,950円）の平均価格（1,900円）で算出した見込額であります。**

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

＜欄内の数値の訂正＞

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「137,270,000」を「140,980,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「137,270,000」を「140,980,000」に訂正

＜欄外注記の訂正＞

4．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）４に記載した振替機関と同一であります。

5．売出価額の総額は、**仮条件（1,850円～1,950円）の平均価格（1,900円）で算出した見込額であります。**

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年5月



株式会社キャリア

1.　この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式235,875千円（見込額）の募集及び株式638,250千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式137,270千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第５条により有価証券届出書を平成28年５月23日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

　したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

　なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2.　この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部　特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社キャリア

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号　新宿住友ビル

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

❶ 事業の概況

当社は、「高齢化社会型人材ビジネス」として、わが国の進みゆく深刻な高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するために、シニアワーク事業として、ビルメンテナンス、ベッドメイキング、オフィスワーク、ロジスティックス向けに人材派遣、人材紹介、業務請負を、またシニアケア事業として、介護施設向けに看護師及び介護士の有資格者の人材派遣、人材紹介を行っており、本書提出日現在、東京都内及び地方の主要都市を中心に全国20拠点にて事業展開しております。

売上高構成

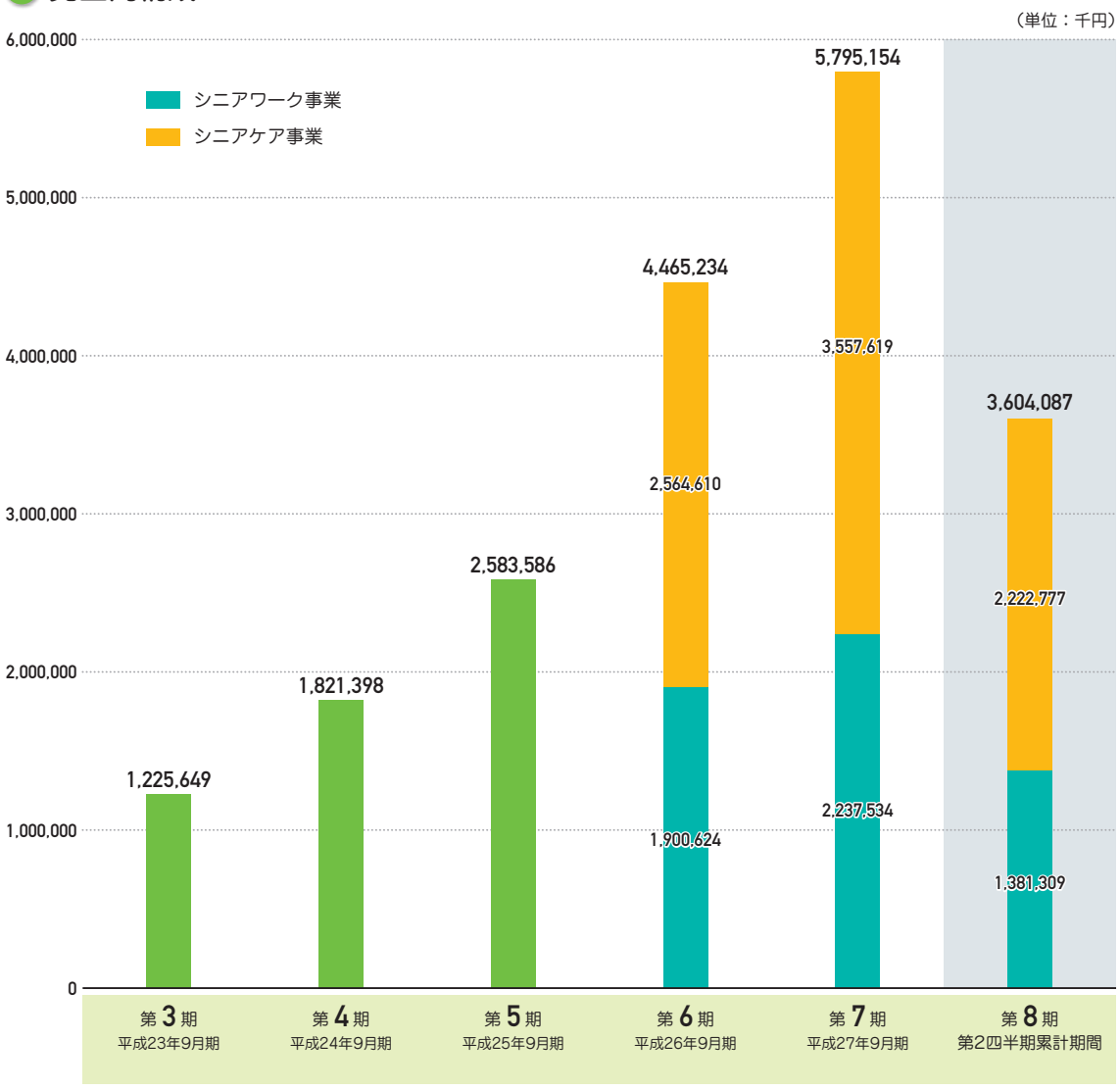

（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

❷ 業績等の推移

提出会社の経営指標等

（単位：千円）

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年3月
売上高		1,225,649	1,821,398	2,583,586	4,465,234	5,795,154	3,604,087
経常利益		61,154	188,465	124,005	201,341	293,232	197,905
当期(四半期)純利益		34,628	125,208	81,139	127,794	192,275	124,543
持分法を適用した場合の投資利益		―	―	―	―	―	―
資本金		20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	（株）	2,000	2,000	2,000	200,000	200,000	2,000,000
純資産額		56,191	181,400	202,540	330,335	522,611	647,154
総資産額		351,679	498,153	784,133	1,150,251	1,642,047	1,697,296
1株当たり純資産額	（円）	28,095.85	90,700.15	101,270.14	165.17	261.31	―
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	（円）	― (―)	30,000 (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
1株当たり当期(四半期)純利益金額	（円）	17,314.42	62,604.31	40,569.99	63.90	96.14	62.27
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	（円）	―	―	―	―	―	―
自己資本比率	（%）	16.0	36.4	25.8	28.7	31.8	38.1
自己資本利益率	（%）	78.9	105.4	42.3	48.0	45.1	―
株価収益率	（倍）	―	―	―	―	―	―
配当性向	（%）	―	47.9	―	―	―	―
営業活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	243,697	230,947	36,094
投資活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	△75,780	△49,490	△4,569
財務活動によるキャッシュ・フロー		―	―	―	△53,724	97,556	△77,130
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高		―	―	―	436,990	716,002	670,397
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	（人）	30 (7)	38 (3)	86 (3)	131 (12)	155 (9)	― (―)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第3期、第4期及び第5期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）は、（ ）外数で記載しております。
8. 第3期、第4期、第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。また、第8期第2四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づき作成しております。
なお、第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第3期、第4期及び第5期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。また、第8期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。
9. 第4期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号　平成22年6月30日公表分）、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号　平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号　平成22年6月30日）を適用しております。当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
10. 第8期第2四半期における売上高、経常利益、四半期純利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第8期第2四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第8期第2四半期会計期間末の数値を記載しております。
11. 当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第3期、第4期及び第5期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次		第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決算年月		平成23年9月	平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年3月
1株当たり純資産額	（円）	28.10	90.70	101.27	165.17	261.31	―
1株当たり当期(四半期)純利益金額	（円）	17.31	62.60	40.57	63.90	96.14	62.27
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額	（円）	―	―	―	―	―	―
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	（円）	― (―)	30 (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)

売上高

（単位：千円）

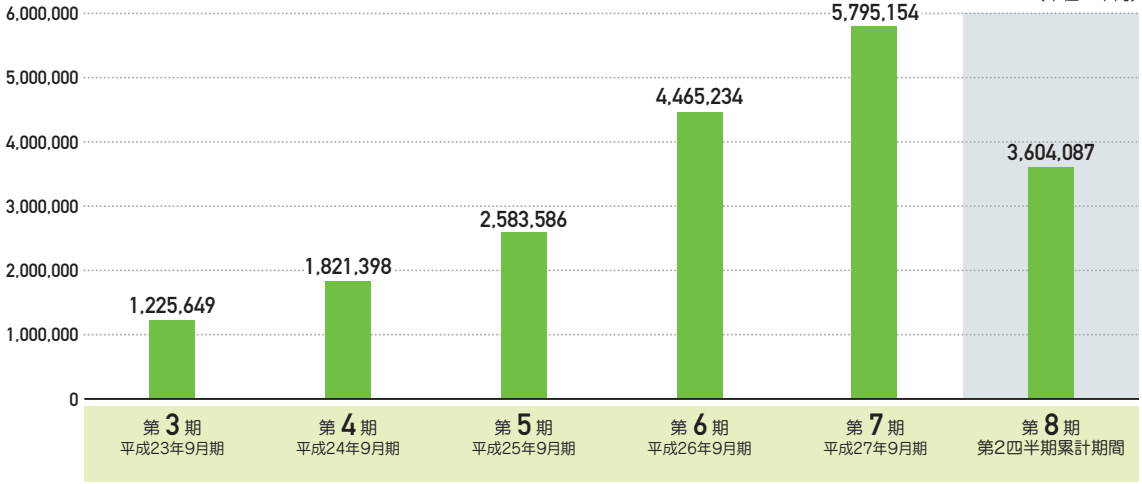

第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期	第2四半期累計期間

経常利益

（単位：千円）

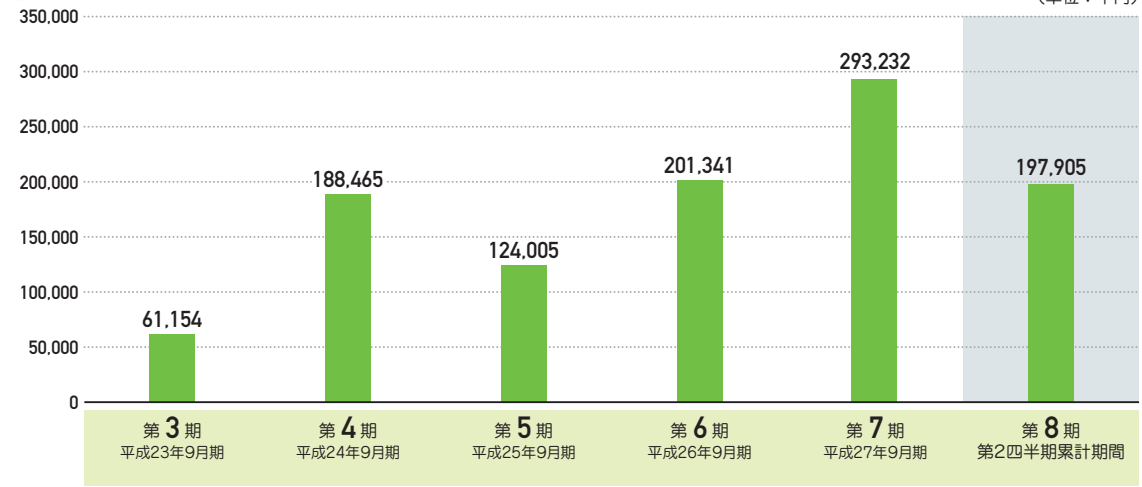

第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期	第2四半期累計期間

当期(四半期)純利益

（単位：千円）

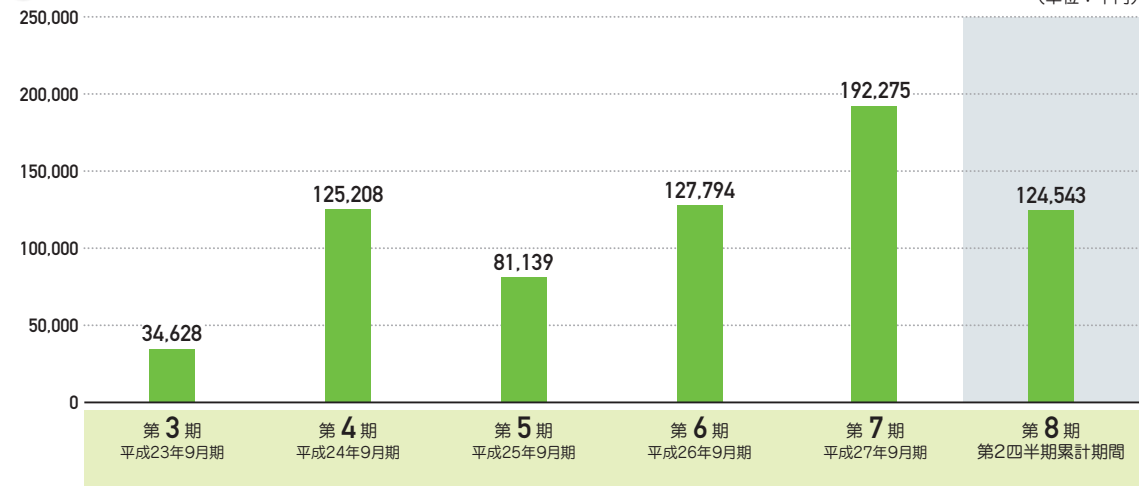

第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
平成23年9月期	平成24年9月期	平成25年9月期	平成26年9月期	平成27年9月期	第2四半期累計期間

純資産額／総資産額

（単位：千円）

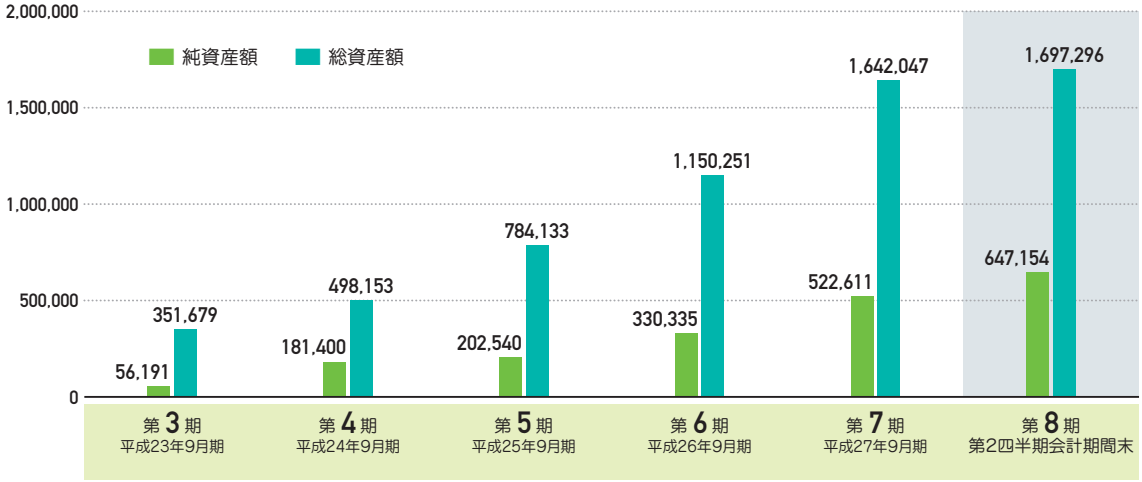

1株当たり純資産額

（単位：円）

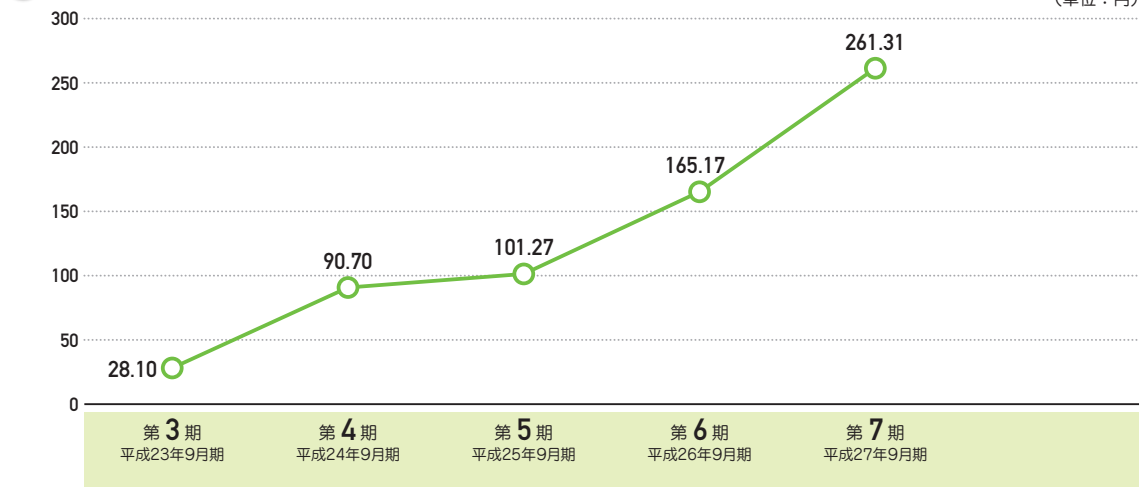

（注）当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

1株当たり当期(四半期)純利益金額

（単位：円）

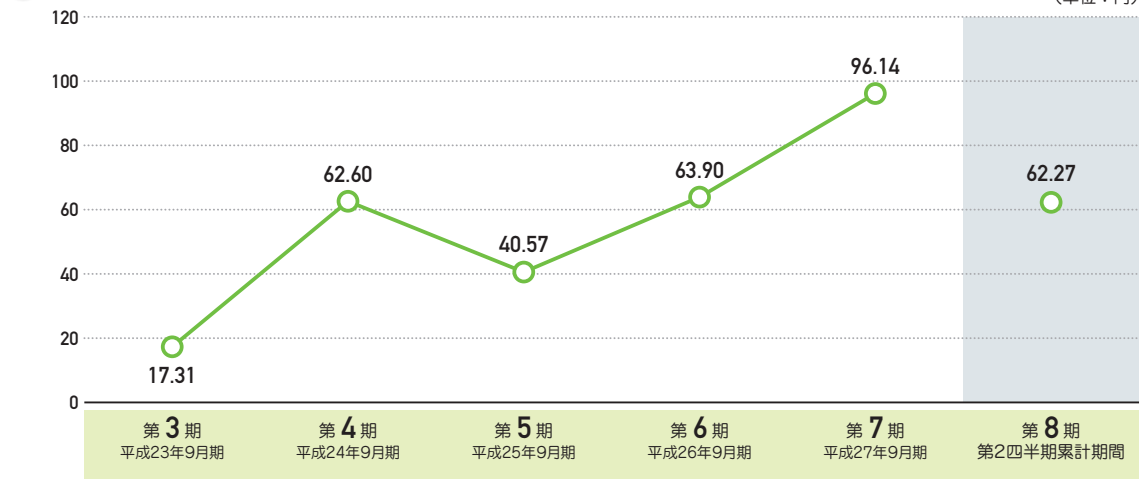

（注）当社は、平成26年8月18日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、また、平成27年12月4日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。上記では、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

❸ 事業の内容

(1) シニアワーク事業

当社では、55歳以上の働く意欲のある人を「アクティブシニア」と定義し、アクティブシニアの積極的な就労機会の開拓を行っております。

アクティブシニアの方々は、これまでの人生経験とスキル・ノウハウを活かした仕事を続け、社会との接点を持ちつつ、健康で豊かな第2の人生を過ごすことを望んでいるものと当社は考えております。しかしながら、年齢的な制限や多岐にわたる個人の経験を適切に判断することが難しく、雇用した際のミスマッチも多いため、未だに就労機会を閉ざしている企業が多く存在します。一方で、企業側も若者等の採用が困難となっている場合が多く、シニア人材の活用は労働力不足を補うためには必要不可欠な状況であるものと当社は考えております。当社では、これまでシニアの就業機会のなかった職場であっても、シニアの特性、企業の業務フローを理解したシニア活用コンサルタントが業務分析及び業務フローの改善提案をクライアントに行うことで、シニアでも対応可能な業務の抽出を行ってまいりました。新規にクライアントを開拓する際、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行いますが、業務内容の理解を高めた後は、シニアでも対応可能と考えられる高度なITスキルが不要な業務、体力負担が少ない業務、視力が十分ではなくても可能な業務等を抽出し、シニアを活用することでメリットを得られるような業務フローの改善を提案することで、クライアントにおけるシニアスタッフの活用を推進しております。このような業務分析と実際の就労状況をノウハウ・実績として蓄積しており、当社が扱う主な職種区分の内、ビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスの合計で78.2％（平成28年3月末時点）とアクティブシニアの高い就業率を実現しております。なお、オフィスワークのコールセンターについては、事業を開始して間もないため、アクティブシニアの就業率は21.5％（平成28年3月末時点）と低い状態にあり、比率の向上に取り組んでおります。このような取り組みの結果、当社のシニア活用コンサルタントが派遣先企業にシニアの人材活用ノウハウをお伝えし、シニア人材の稼働率が増加することで、クライアントの人材不足の解消、人材定着率の向上、オペレーションコストの削減などの経済効果を生み出し、当社のシニアワーク事業は急速な成長を遂げるに至りました。

また、シニア人材に対しては、様々なシニアスタッフの個々のライフスタイルを尊重し、自分に合った時間でやりがいをもって働くことのできるより適切な職場を提供することを目指し、当社のシニア活用コンサルタントが個々のシニアスタッフにアンケート、ヒアリング、カウンセリングなどを行うことにより、変化しやすいシニアスタッフのライフスタイルを把握し、これまでのキャリアの分類とライフスタイルから適合するスタイル別マッチング等により、多様なニーズに対応することで効率的なシニアスタッフ登録とマッチングを推進し、シニアの高い就労意欲に対しての取組みを行っております。

シニアワーク事業の主な区分、就労場所、業務内容は以下のとおりです。

区　分	就労場所	業務内容
ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
有資格者紹介	建設業、一般企業等	土木、建築、施工管理、経理・監査等

(2) シニアケア事業

当社では、介護施設を中心に看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。介護市場としては高齢化社会の進展、要介護者の増加に伴い介護施設は増加傾向にある中で、厚生労働省の「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」では、2025年には介護の人材は約37.7万人不足すると言われております。当社では、潜在看護職員推計71万人（厚生労働省：第33回社会保障審議会医療部会資料）に対して、保有している資格を活用できていない潜在看護師の復職や、介護施設において必要とされる介護士の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を推進しております。

シニアケア事業の主な就労場所と有資格者は以下のとおりです。

就労場所	主な登録有資格者
入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
在宅介護型施設	
医療機関等	

（用語）

● **人材派遣**

派遣会社と雇用契約を締結したスタッフが、派遣会社と労働者派遣契約を締結した派遣先企業の指揮・命令のもとで働くことをいいます。

雇用関係と指揮命令系統が分離されていることが特徴であり、派遣会社は、労働者派遣契約に基づき、派遣先企業から派遣料金を受領し、雇用契約に基づき、派遣スタッフに給与を支払います。

● **人材紹介**

企業の求人依頼を受け、それに該当する求職者を企業に紹介することをいいます。

人材紹介会社は紹介を受けた企業から紹介料金を受領します。

● **紹介予定派遣**

派遣先企業で正社員や契約社員といった直接雇用となることを前提とした派遣形態をいいます。

一定期間派遣契約で就労した後、労使間が合意すれば、派遣先に直接雇用されることとなり、ミスマッチの軽減や採用の効率化を図ることができます。

● **業務請負**

労働の結果としての仕事の完成を目的とし、人材派遣とは、注文主と労働者との間に指揮命令系統が生じないという点が異なります。

＜事業系統図＞

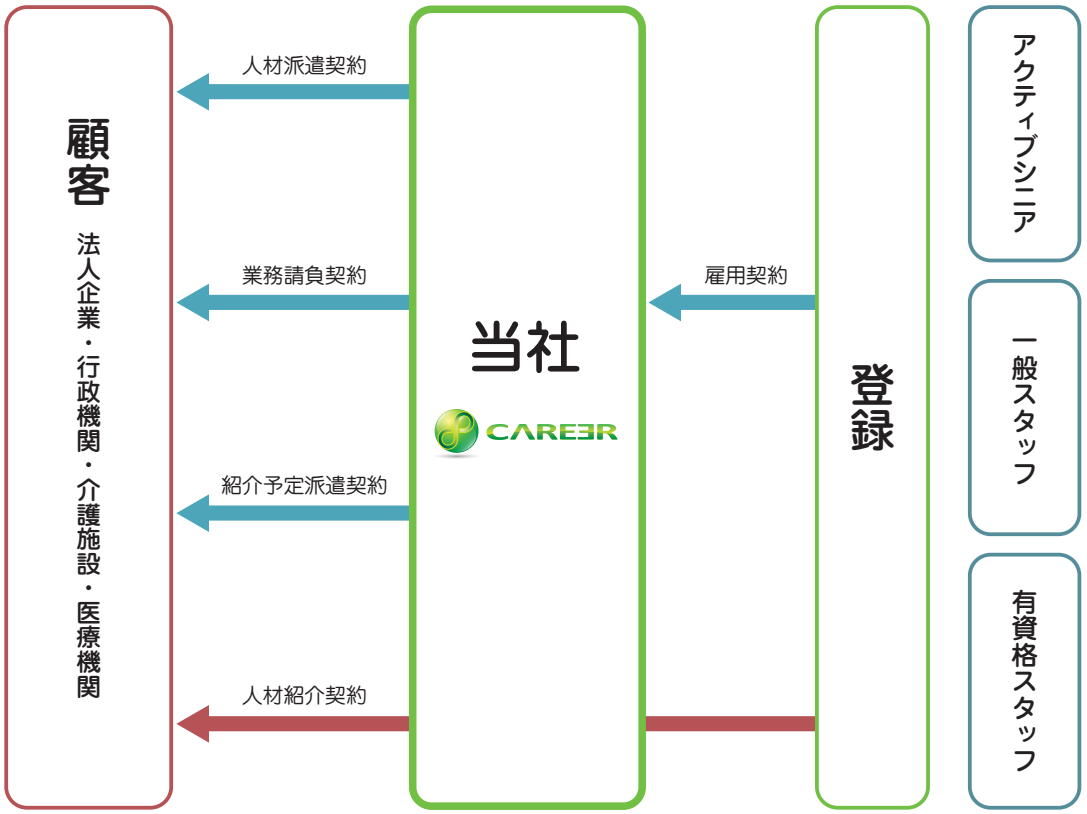

拠点一覧

本書提出日現在、東京都内及び地方の主要都市を中心に全国20拠点にて展開しております。

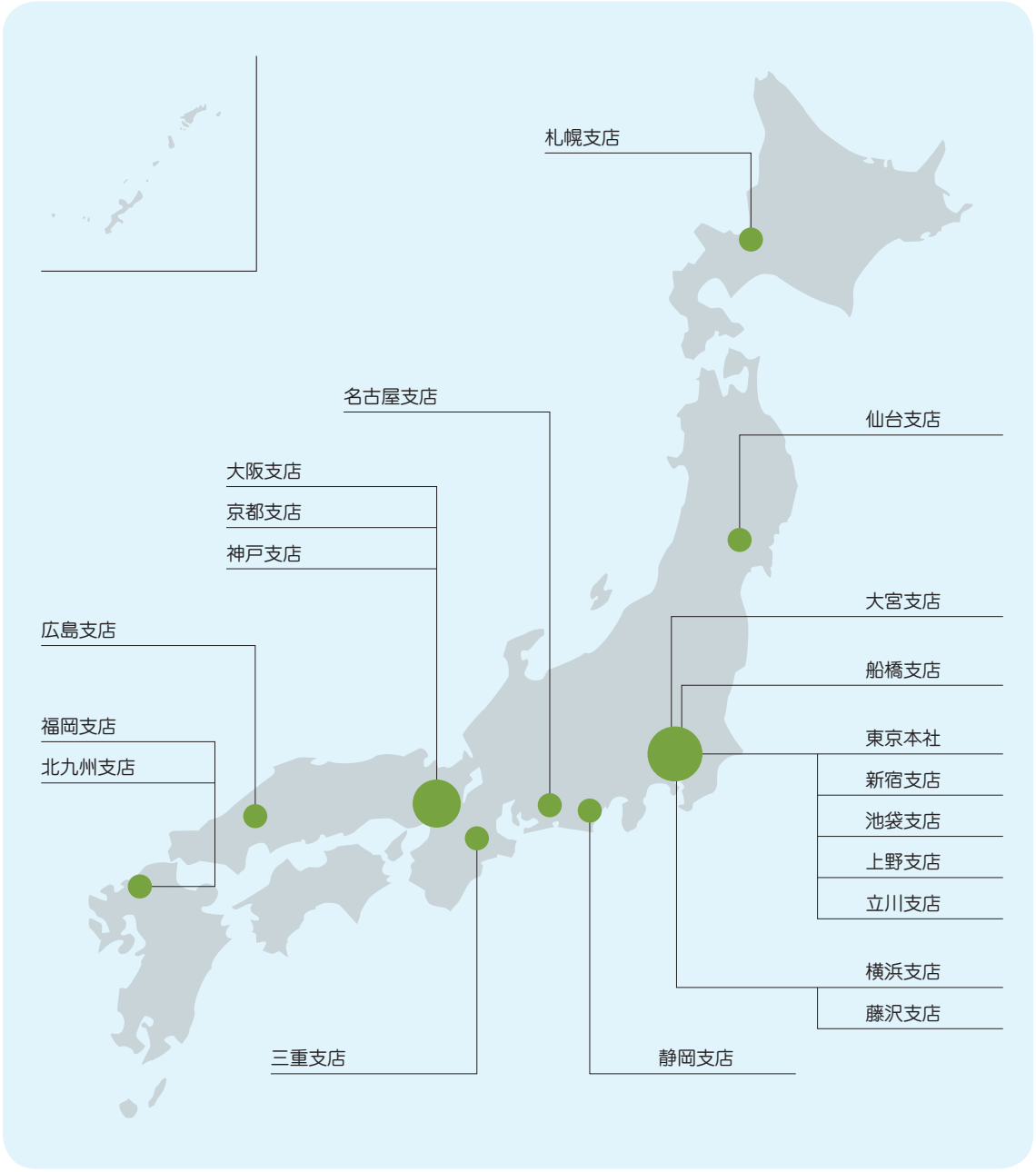

目次

頁

表紙

第一部　証券情報 …… 1

第１　募集要項 …… 1

１．新規発行株式 …… 1

２．募集の方法 …… 2

３．募集の条件 …… 3

４．株式の引受け …… 4

５．新規発行による手取金の使途 …… 4

第２　売出要項 …… 5

１．売出株式（引受人の買取引受による売出し） …… 5

２．売出しの条件（引受人の買取引受による売出し） …… 6

３．売出株式（オーバーアロットメントによる売出し） …… 7

４．売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し） …… 7

募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 8

第二部　企業情報 …… 10

第１　企業の概況 …… 10

１．主要な経営指標等の推移 …… 10

２．沿革 …… 12

３．事業の内容 …… 13

４．関係会社の状況 …… 16

５．従業員の状況 …… 16

第２　事業の状況 …… 17

１．業績等の概要 …… 17

２．生産、受注及び販売の状況 …… 19

３．対処すべき課題 …… 19

４．事業等のリスク …… 20

５．経営上の重要な契約等 …… 23

６．研究開発活動 …… 23

７．財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 …… 24

第３　設備の状況 …… 28

１．設備投資等の概要 …… 28

２．主要な設備の状況 …… 28

３．設備の新設、除却等の計画 …… 28

第４　提出会社の状況 …… 30

１．株式等の状況 …… 30

２．自己株式の取得等の状況 …… 33

３．配当政策 …… 33

４．株価の推移 …… 34

５．役員の状況 …… 35

６．コーポレート・ガバナンスの状況等 …… 38

第５　経理の状況 …… 44
１．財務諸表等 …… 45
(1) 財務諸表 …… 45
(2) 主な資産及び負債の内容 …… 80
(3) その他 …… 81
第６　提出会社の株式事務の概要 …… 82
第７　提出会社の参考情報 …… 83
１．提出会社の親会社等の情報 …… 83
２．その他の参考情報 …… 83
第四部　株式公開情報 …… 84
第１　特別利害関係者等の株式等の移動状況 …… 84
第２　第三者割当等の概況 …… 86
１．第三者割当等による株式等の発行の内容 …… 86
２．取得者の概況 …… 87
３．取得者の株式等の移動状況 …… 88
第３　株主の状況 …… 89
［監査報告書］ …… 91

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年５月23日
【会社名】	株式会社キャリア
【英訳名】	CAREER CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　溝部　正太
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号 新宿住友ビル
【電話番号】	（03）6863－9450（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　髙見澤　幸治
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿二丁目６番１号 新宿住友ビル
【電話番号】	（03）6863－9450（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　　髙見澤　幸治
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集　　235,875,000円 売出金額 （引受人の買取引受による売出し） ブックビルディング方式による売出し　　638,250,000円 （オーバーアロットメントによる売出し） ブックビルディング方式による売出し　　137,270,000円 （注）　募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	150,000（注）２	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、１単元の株式数は100株であります。

（注）１．平成28年５月23日開催の取締役会決議によっております。

２．発行数については、平成28年６月９日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

３．「第１　募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）並びに後記「第２　売出要項　１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）に伴い、その需要状況を勘案し、74,200株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が当社株主である川嶋一郎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　ロックアップについて」をご参照下さい。

５．当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【募集の方法】

平成28年６月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「４　株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第１　募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は平成28年６月９日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	－	－	－
入札方式のうち入札によらない募集	－	－	－
ブックビルディング方式	150,000	235,875,000	127,650,000
計（総発行株式）	150,000	235,875,000	127,650,000

（注）１．全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

２．上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

３．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

４．資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の２分の１相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年５月23日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年６月17日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

５．有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,850円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は277,500,000円となります。

3【募集の条件】

（1）【入札方式】

①【入札による募集】

該当事項はありません。

②【入札によらない募集】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

発行価格（円）	引受価額（円）	払込金額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定（注）１	未定（注）１	未定（注）２	未定（注）３	100	自　平成28年６月20日(月) 至　平成28年６月23日(木)	未定（注）４	平成28年６月24日(金)

（注）１．発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年６月９日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年６月17日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

２．払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年６月９日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「２　募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年６月17日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３．資本組入額は、前記「２　募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「１　新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成28年６月17日に決定する予定であります。

４．申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

５．株式受渡期日は、平成28年６月27日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．申込みに先立ち、平成28年６月10日から平成28年６月16日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

８．引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

①【申込取扱場所】

後記「４　株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

②【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　新宿西口支店	東京都新宿区西新宿一丁目７番２号

（注）　上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数（株）	引受けの条件
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	未定	１．買取引受けによります。 ２．引受人は新株式払込金として、平成28年６月24日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 ３．引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号		
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木一丁目６番１号		
岩井コスモ証券株式会社	大阪府大阪市中央区今橋一丁目８番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目６番11号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目４番地１		
計	－	150,000	－

（注）１．各引受人の引受株式数は、平成28年６月９日に決定する予定であります。
２．上記引受人と発行価格決定日（平成28年６月17日）に元引受契約を締結する予定であります。
３．引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
255,300,000	5,000,000	250,300,000

（注）１．払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,850円）を基礎として算出した見込額であります。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
３．引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（２）【手取金の使途】

上記の手取概算額250,300千円は、業務の効率化を目的としたシステム投資として30,000千円（平成28年９月期に15,000千円、平成29年９月期に15,000千円）、また財務体質及び経営基盤安定化のため、平成28年９月期に106,094千円を金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

残額については、当社の今後の成長に必要な派遣スタッフ募集のための広告宣伝費として平成29年９月期までに充当する予定であります。当該広告宣伝費は、自社広告媒体の強化や派遣スタッフの募集を目的としたものです。

なお、各々の具体的な充当予定時期までは、安定性の高い金融商品等で運用する方針であります。

（注）　設備資金の内容については、「第二部　企業情報　第３　設備の状況　３　設備の新設、除却等の計画」をご参照下さい。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成28年６月17日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第２　売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	345,000	638,250,000	東京都渋谷区 川嶋　一郎 235,000株 東京都武蔵野市 溝部　正太 45,000株 埼玉県さいたま市中央区 蒲原　翔太 45,000株 東京都豊島区 島田　忠信 20,000株
計(総売出株式)	－	345,000	638,250,000	－

（注）１．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

２．本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。

３．売出数等については今後変更される可能性があります。

４．本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、74,200株を上限として、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

５．本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　３　ロックアップについて」をご参照下さい。

６．振替機関の名称及び住所は、前記「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）５に記載した振替機関と同一であります。

７．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,850円）で算出した見込額であります。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（1）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（2）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１ （注）２	未定 （注）２	自　平成28年６月20日(月) 至　平成28年６月23日(木)	100	未定 （注）２	引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社	未定 （注）３

（注）１．売出価格の決定方法は、前記「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）１と同様であります。

２．売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

３．引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日（平成28年６月17日）に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

４．上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

５．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

６．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

７．上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第１　募集要項　３　募集の条件　（２）ブックビルディング方式」の（注）７に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
－	入札方式のうち入札による売出し	－	－	－
－	入札方式のうち入札によらない売出し	－	－	－
普通株式	ブックビルディング方式	74,200	137,270,000	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号 ＳＭＢＣ日興証券株式会社
計(総売出株式)	－	74,200	137,270,000	－

（注）１．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、ＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
２．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
３．本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
４．振替機関の名称及び住所は、「第１　募集要項　１　新規発行株式」の（注）５に記載した振替機関と同一であります。
５．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,850円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（１）【入札方式】

①【入札による売出し】

該当事項はありません。

②【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

（２）【ブックビルディング方式】

売出価格（円）	申込期間	申込株数単位（株）	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１	自　平成28年６月20日(月) 至　平成28年６月23日(木)	100	未定 （注）１	ＳＭＢＣ日興証券株式会社の本店及び全国各支店	－	－

（注）１．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
２．売出しに必要な条件については、売出価格決定日（平成28年６月17日）に決定する予定であります。
３．ＳＭＢＣ日興証券株式会社の販売方針は、前記「第２　売出要項　２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）　（２）ブックビルディング方式」の（注）７に記載した販売方針と同様であります。
４．株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
５．申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1　東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第１　募集要項」における新規発行株式及び前記「第２　売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、ＳＭＢＣ日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2　オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、74,200株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるＳＭＢＣ日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成28年７月22日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から平成28年７月22日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、ＳＭＢＣ日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ＳＭＢＣ日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年６月17日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からＳＭＢＣ日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3　ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ当社役員である川嶋一郎、当社役員である溝部正太、蒲原翔太、髙見澤幸治、谷口誠治及び中川光一郎並びに当社株主である島田忠信、本田剛久、小林周一、竹上雅彦及びビー・キューブ株式会社、当社新株予約権者である大田原誠、水久保真実、竹森浩美、幸野裕史、筆本貴哉、石川美穂、村井敬一、竹田典史、佐々口晃、赤澤礼士、大石公史、中島正人、中島可南、堀江美帆、倉津慶三、菅井アレキス英夫、倉津理恵、岩下純平、篠原康裕、番場力也、永松七美、荻野目友香、伊藤大貴、梅本祥二、石川洋祐、原知宏及び奥田寿志は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社（主幹事会社）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年12月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割及びストック・オプション等に関わる発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

当社役員である溝部正太、蒲原翔太、髙見澤幸治及び中川光一郎（以下「対象者」という。）と株式会社みずほ銀行（以下、本「３　ロックアップについて」において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約及び手形貸付が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部には、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
溝部　正太	291,010株	11,000株
蒲原　翔太	219,660株	174,660株
髙見澤　幸治	16,000株	16,000株
中川　光一郎	3,000株	3,000株
合　計	529,670株	204,660株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年12月23日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するために、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

一支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

一手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

一対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

一対象者の責めに帰すべき事由によって、銀行に対象者の所在が不明となったとき

一銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき

一担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき

一銀行との約定に違反したとき

一上記のほか対象者の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき

本有価証券届出書提出日（平成28年５月23日）現在、銀行による質権対象株式の総数は204,660株であり、発行済株式総数2,000,000株の10.2%に相当しております。東京証券取引所における売却又はその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

第二部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
決算年月		平成23年９月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月
売上高	（千円）	1,225,649	1,821,398	2,583,586	4,465,234	5,795,154
経常利益	（千円）	61,154	188,465	124,005	201,341	293,232
当期純利益	（千円）	34,628	125,208	81,139	127,794	192,275
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－	－	－
資本金	（千円）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
発行済株式総数	（株）	2,000	2,000	2,000	200,000	200,000
純資産額	（千円）	56,191	181,400	202,540	330,335	522,611
総資産額	（千円）	351,679	498,153	784,133	1,150,251	1,642,047
１株当たり純資産額	（円）	28,095.85	90,700.15	101,270.14	165.17	261.31
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	30,000 （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）
１株当たり当期純利益金額	（円）	17,314.42	62,604.31	40,569.99	63.90	96.14
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
自己資本比率	（％）	16.0	36.4	25.8	28.7	31.8
自己資本利益率	（％）	78.9	105.4	42.3	48.0	45.1
株価収益率	（倍）	－	－	－	－	－
配当性向	（％）	－	47.9	－	－	－
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	243,697	230,947
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△75,780	△49,490
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	－	－	－	△53,724	97,556
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	－	－	－	436,990	716,002
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	（人）	30 (7)	38 (3)	86 (3)	131 (12)	155 (9)

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

２．売上高には、消費税等は含まれておりません。

３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため記載しておりません。

４．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

５．株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

６．第３期、第４期及び第５期については、キャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

７．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）は、（ ）外数で記載しております。

８．第３期、第４期、第５期、第６期及び第７期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しております。
なお、第６期及び第７期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第３期、第４期及び第５期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

９．第４期より、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号　平成22年６月30日公表分）、「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号　平成22年６月30日公表分）及び「１株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第９号　平成22年６月30日）を適用しております。当社は、平成26年８月18日付で普通株式１株につき100株の株式分割を、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 当社は、平成26年８月18日付で普通株式１株につき100株の株式分割を、また、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人（現　日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）』の作成上の留意点について」（平成24年８月21日付東証上審第133号）に基づき、第３期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の１株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第３期、第４期及び第５期の数値（１株当たり配当額についてはすべての数値）については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

		第３期	第４期	第５期	第６期	第７期
		平成23年９月	平成24年９月	平成25年９月	平成26年９月	平成27年９月
１株当たり純資産額	（円）	28.10	90.70	101.27	165.17	261.31
１株当たり当期純利益金額	（円）	17.31	62.60	40.57	63.90	96.14
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	（円）	－	－	－	－	－
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	－ （－）	30 （－）	－ （－）	－ （－）	－ （－）

2【沿革】

当社は、平成21年４月に東京都新宿区において、高齢化社会型人材ビジネスを目的として設立されました。

当社設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年　月	概　要
平成21年４月	東京都新宿区西新宿において、株式会社キャリアを設立（資本金20,000千円）
	東京本社（東京都新宿区）及び大阪支店（大阪府大阪市北区）において、関東地区及び関西地区における人材派遣業の準備開始
平成21年７月	一般労働者派遣事業許可の取得
	株式会社エクスプレス・エージェントより、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング向けのシニア人材派遣事業及び介護施設向けに看護師の人材派遣事業を譲受
平成22年２月	オフィス向けシニア人材派遣を開始
平成24年９月	中部地区の営業拠点として、愛知県名古屋市中区に名古屋支店を開設
平成24年10月	ロジスティックス業界向けのシニア人材派遣を開始
平成24年12月	プライバシーマーク認証取得
	東京都渋谷区千駄ヶ谷に本社を移転
平成25年１月	九州地区の営業拠点として、福岡県福岡市中央区に福岡支店を開設
平成25年３月	ISO9001:2008認証取得
平成25年４月	東北地区の営業拠点として、宮城県仙台市青葉区に仙台支店を開設
	中四国地区の営業拠点として、広島県広島市中区に広島支店を開設
平成25年７月	東京都台東区に上野支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
平成25年９月	北海道地区の営業拠点として、北海道札幌市中央区に札幌支店を開設し、全国に営業エリアを拡大
平成25年11月	千葉県船橋市に船橋支店を開設し、東関東地区の営業エリアを分割
平成26年３月	高知県高知市に「高知事務センター」を開設
平成26年５月	神奈川県横浜市神奈川区に横浜支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
平成26年７月	有資格シニア人材の紹介を開始
平成26年８月	三重県名張市に三重支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
平成26年９月	静岡県静岡市駿河区に静岡支店を開設し、中部地区の営業エリアを分割
平成26年10月	介護施設向け介護士の人材派遣を開始
平成26年11月	埼玉県さいたま市大宮区に大宮支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
	東京都豊島区に池袋支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
平成27年４月	東京都新宿区西新宿に本社を移転
平成27年６月	兵庫県神戸市中央区に神戸支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割
平成27年９月	福岡県北九州市小倉北区に北九州支店を開設し、九州地区の営業エリアを分割
	神奈川県藤沢市に藤沢支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
平成28年１月	東京都立川市に立川支店を開設し、関東地区の営業エリアを分割
平成28年５月	京都府京都市中京区に京都支店を開設し、関西地区の営業エリアを分割

3【事業の内容】

当社は、「高齢化社会型人材ビジネス」として、わが国の進みゆく深刻な高齢化社会において、労働人口の減少、介護市場での人材不足を課題と捉え、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、ビルメンテナンス、ベッドメイキング、オフィスワーク、ロジスティックス、介護施設などの様々な分野において、シニア人材が働ける就業機会を創造することを目指し、日本全国20拠点（本書提出日現在）において高齢化社会に向けたシニア人材の人材派遣、人材紹介、業務請負や介護施設向けの看護師や介護士を主とした有資格者の人材派遣、人材紹介などの人材ビジネスを行っております。

なお、当社のセグメントは、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントでありますが、各事業の内容を示すと以下のとおりであります。

(1) シニアワーク事業

当社では、55歳以上の働く意欲のある人を「アクティブシニア」と定義し、アクティブシニアの積極的な就労機会の開拓を行っております。

アクティブシニアの方々は、これまでの人生経験とスキル・ノウハウを活かした仕事を続け、社会との接点を持ちつつ、健康で豊かな第２の人生を過ごすことを望んでいるものと当社は考えております。しかしながら、年齢的な制限や多岐にわたる個人の経験を適切に判断することが難しく、雇用した際のミスマッチも多いため、未だに就労機会を閉ざしている企業が多く存在します。一方で、企業側も若者等の採用が困難となっている場合が多く、シニア人材の活用は労働力不足を補うためには必要不可欠な状況であるものと当社は考えております。当社では、これまでシニアの就業機会のなかった職場であっても、シニアの特性、企業の業務フローを理解したシニア活用コンサルタントが業務分析及び業務フローの改善提案をクライアントに行うことで、シニアでも対応可能な業務の抽出を行ってまいりました。新規にクライアントを開拓する際、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行いますが、業務内容の理解を高めた後は、シニアでも対応可能と考えられる高度なＩＴスキルが不要な業務、体力負担が少ない業務、視力が十分ではなくても可能な業務等を抽出し、シニアを活用することでメリットを得られるような業務フローの改善を提案することで、クライアントにおけるシニアスタッフの活用を推進しております。このような業務分析と実際の就労状況をノウハウ・実績として蓄積しており、当社が扱う主な職種区分の内、ビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスの合計で78.2%（平成28年３月末時点）とアクティブシニアの高い就業率を実現しております。なお、オフィスワークのコールセンターについては、事業を開始して間もないため、アクティブシニアの就業率は21.5%（平成28年３月末時点）と低い状態にあり、比率の向上に取り組んでおります。このような取り組みの結果、当社のシニア活用コンサルタントが派遣先企業にシニアの人材活用ノウハウをお伝えし、シニア人材の稼働率が増加することで、クライアントの人材不足の解消、人材定着率の向上、オペレーションコストの削減などの経済効果を生み出し、当社のシニアワーク事業は急速な成長を遂げるに至りました。

また、シニア人材に対しては、様々なシニアスタッフの個々のライフスタイルを尊重し、自分に合った時間でやりがいをもって働くことのできるより適切な職場を提供することを目指し、当社のシニア活用コンサルタントが個々のシニアスタッフにアンケート、ヒアリング、カウンセリングなどを行うことにより、変化しやすいシニアスタッフのライフスタイルを把握し、これまでのキャリアの分類とライフスタイルから適合するスタイル別マッチング等により、多様なニーズに対応することで効率的なシニアスタッフ登録とマッチングを推進し、シニアの高い就労意欲に対しての取組みを行っております。

シニアワーク事業の主な区分、就労場所、業務内容は以下のとおりです。

区分	就労場所	業務内容
ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業（ピッキング仕分、梱包等）、引越梱包・開梱の作業
有資格者紹介	建設業、一般企業等	土木、建築、施工管理、経理・監査等

(2) シニアケア事業

当社では、介護施設を中心に看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。介護市場としては高齢化社会の進展、要介護者の増加に伴い介護施設は増加傾向にある中で、厚生労働省の「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）について」では、2025年には介護の人材は約37.7万人不足すると言われております。当社では、潜在看護職員推計71万人（厚生労働省：第33回社会保障審議会医療部会資料）に対して、保有している資格を活用できていない潜在看護師の復職や、介護施設において必要とされる介護士の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を推進しております。

シニアケア事業の主な就労場所と有資格者は以下のとおりです。

就労場所	主な登録有資格者
入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
在宅介護型施設	
医療機関等	

（用語）

・人材派遣

派遣会社と雇用契約を締結したスタッフが、派遣会社と労働者派遣契約を締結した派遣先企業の指揮・命令のもとで働くことをいいます。

雇用関係と指揮命令系統が分離されていることが特徴であり、派遣会社は、労働者派遣契約に基づき、派遣先企業から派遣料金を受領し、雇用契約に基づき、派遣スタッフに給与を支払います。

・人材紹介

企業の求人依頼を受け、それに該当する求職者を企業に紹介することをいいます。

人材紹介会社は紹介を受けた企業から紹介料金を受領します。

・紹介予定派遣

派遣先企業で正社員や契約社員といった直接雇用となることを前提とした派遣形態をいいます。

一定期間派遣契約で就労した後、労使間が合意すれば、派遣先に直接雇用されることとなり、ミスマッチの軽減や採用の効率化を図ることができます。

・業務請負

労働の結果としての仕事の完成を目的とし、人材派遣とは、注文主と労働者との間に指揮命令系統が生じないという点が異なります。

＜事業系統図＞

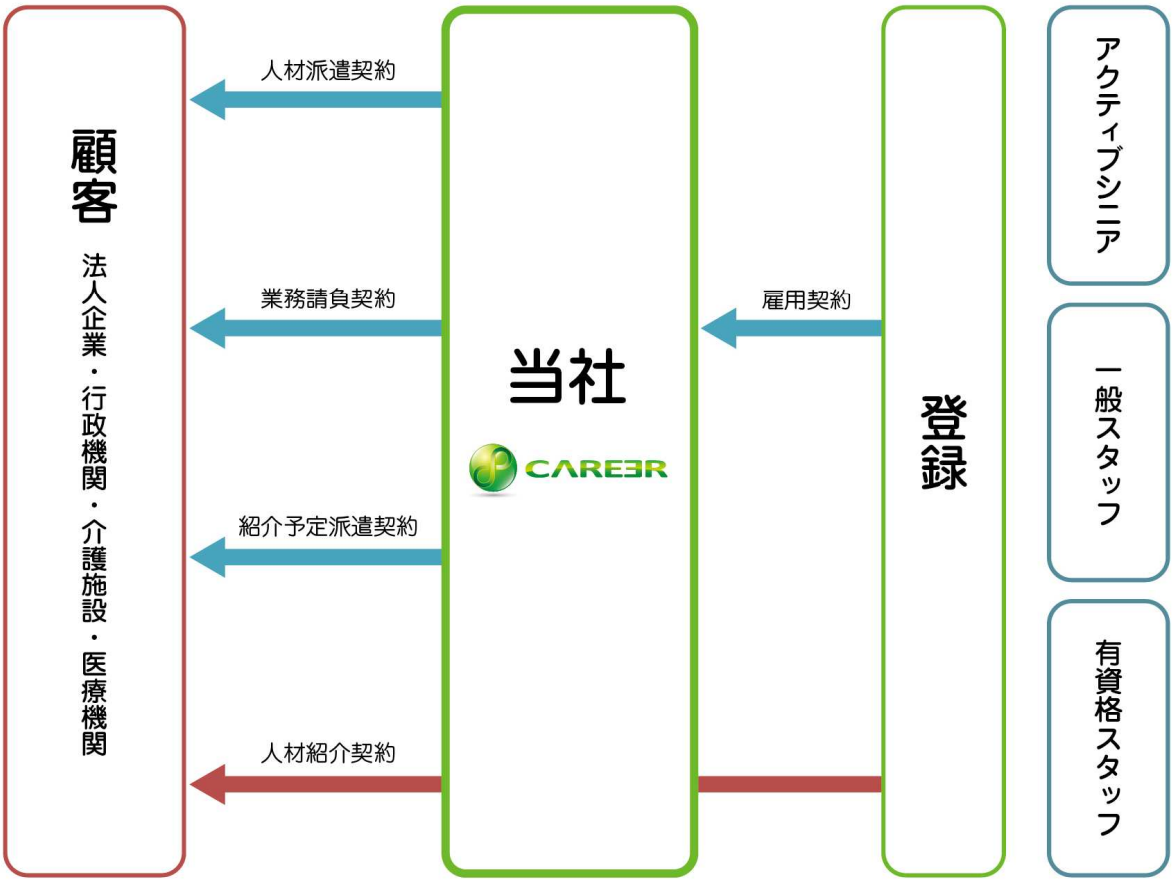
顧客
法人企業・行政機関・介護施設・医療機関
人材派遣契約
業務請負契約
紹介予定派遣契約
人材紹介契約
当社
CAREER
雇用契約
登録
アクティブシニア
一般スタッフ
有資格スタッフ

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年４月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
170（10）	31.8	2.2	3,224

当社は、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、事業別に従業員数を示すと次の通りであります。

事業の名称	従業員数（人）
シニアワーク事業	44 （ 4）
シニアケア事業	65 （ 3）
全社（共通）	61 （ 3）
合計	170 （10）

（注）１．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）は、最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

３．全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門等に所属しているものであります。

４．従業員数が最近１年間において、24名増加しましたのは、主に業容拡大に伴う定期及び期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第２【事業の状況】

１【業績等の概要】

(1) 業績

第７期事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、個人消費に持ち直しの兆しがみられることに加えて、企業収益や雇用情勢が総じて改善傾向にあるなど、緩やかな景気回復基調が続いております。景気の先行きに関しましては、引き続き雇用情勢及び所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格の下落の影響や各種政策の効果もあり、緩やかに回復することが期待されます。しかしながら、海外景気の下振れ等が引き続き景気を下押しするリスクになっていることなどから、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

人材ビジネス業界を取り巻く環境においては、有効求人倍率が上昇傾向であることに加えて、完全失業率の指数が低水準のまま留まる等、雇用情勢は改善傾向に推移しております。先行きについては、景気の回復の動きに合わせて改善基調が続くことが期待されますが、労働者派遣法改正による影響など不確定要素も存在しております。

このような経済状況のもと、当社の強みである「高齢化社会型人材ビジネス」の環境は、内閣府の平成27年版高齢社会白書によりますと当社で定義しておりますアクティブシニアの労働力人口（55歳以上）は、平成26年度の推計で約1,885万人（前年対比0.9%増）と増加傾向にあり、総労働力人口の28.6%を占めており、当社の事業領域も年々拡大していくことが見込まれております。

また、厚生労働省が発表した平成27年８月の有効求人倍率は1.23倍と改善基調で、平成４年１月以来の高水準となっており、人材需要の高まりが続いております。

このような経営環境の中、事業基盤の強化及び営業拠点網の充実強化の一環として平成27年４月に本社移転、平成26年11月に大宮支店及び池袋支店、平成27年６月に神戸支店、９月に北九州支店及び藤沢支店を開設しております。

その結果、当事業年度の業績は、売上高5,795,154千円（前年同期比29.8%増）、営業利益は263,296千円（前年同期比28.8%増）、経常利益は293,232千円（前年同期比45.6%増）、当期純利益は192,275千円（前年同期比50.5%増）となりました。

なお、当社のセグメントは、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントでありますが、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

①　シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング、オフィスワーク、ロジスティックスなどの分野で主にアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。

また、アクティブシニアの就業機会を増やすため、深刻な人材不足にある建設分野における有資格のアクティブシニアの人材派遣及び人材紹介を当事業年度より開始いたしました。

この結果、シニアワーク事業の売上高は2,237,534千円（前年同期比17.7%増）と増収となりました。

②　シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設及び医療機関などに対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。

シニアケア事業では、新規支店開設による営業体制の強化及び自社による看護師専用求人情報ＷＥＢサイト「看護のしるし」をリニューアルし、求人媒体の強化を行っております。

この結果、シニアケア事業の売上高は3,557,619千円（前年同期比38.7%増）と増収となりました。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）

当第２四半期累計期間におけるわが国経済は、個人消費に足踏みが見られるものの、日本銀行の金融政策の効果もあり、企業収益や雇用情勢が総じて改善傾向にあるなど、緩やかな景気回復基調が続いております。しかしながら、景気の先行きに関しましては、引き続き雇用情勢の改善傾向が続くものの、円安基調の変化や株式市場の乱高下により依然として先行きの不透明な状況が続いております。

人材ビジネス業界を取り巻く環境においては、厚生労働省が発表した平成28年２月の有効求人倍率は1.28倍と上昇傾向であることに加えて、完全失業率の指数が低水準のまま留まる等、雇用情勢は改善傾向に推移しており、人材需要の高まりが続いております。

このような経営環境の中、当社は引き続きシニアワーク事業、シニアケア事業の積極拡大に努めてまいりました。

その結果、当第２四半期累計期間の業績は、売上高は3,604,087千円、営業利益は198,224千円、経常利益は197,905千円、四半期純利益は124,543千円となりました。

なお、当社は、「高齢化社会型人材ビジネス」の単一セグメントでありますが、事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

①シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にビルメンテナンス、ベッドメイキング、オフィスワーク、ロジスティックスなどの分野で主にアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。シニアワーク事業においては、引き続き新規顧客の開拓に努めるとともに、前事業年度より開始しました建設分野における有資格者人材紹介の拡大を図ってまいりました。

この結果、シニアワーク事業の売上高は1,381,309千円となりました。

②シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。シニアケア事業では、前事業年度にリニューアルした自社運営による看護師専用求人情報ＷＥＢサイト「看護のしるし」の運用を本格化することで求人媒体の強化を行ってまいりました。

この結果、シニアケア事業の売上高は2,222,777千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第７期事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、本社移転や支店の開設による差入保証金の差入による支出等の要因により一部相殺されたものの、税引前当期純利益が289,436千円（前年同期比50.2%増）と増加したこと等により、前事業年度末に比べ279,012千円増加し、当事業年度末には716,002千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は230,947千円（前年同期は243,697千円の収入）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益289,436千円、未払費用の増加額86,478千円及び未払消費税等の増加額33,587千円、主な減少要因は事業規模拡大に伴う売上債権の増加額168,063千円及び法人税等の支払額81,809千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は49,490千円（前年同期は75,780千円の支出）となりました。主な増加要因は差入保証金の回収による収入42,166千円、主な減少要因は本社移転や支店開設に伴う有形固定資産の取得による支出19,065千円、差入保証金の差入による支出64,963千円、ソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出6,831千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果得られた資金は97,556千円（前年同期は53,724千円の支出）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入350,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出252,444千円であります。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）

当第２四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ45,605千円減少し、当第２四半期会計期間末には670,397千円となりました。

当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は36,094千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益197,905千円を計上した一方で、売上債権の増加額102,955千円、未払消費税等の減少額73,893千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は4,569千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,695千円、無形固定資産の取得による支出1,512千円、差入保証金の差入による支出1,026千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は77,130千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出77,130千円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、高齢化社会型人材ビジネスを営んでおり、提供するサービスの関係上、受注状況の記載になじまないため記載しておりません。

(3) 販売実績

第７期事業年度及び第８期第２四半期累計期間の販売実績を事業別に示しますと、次のとおりであります。

事業の名称	第７期事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）	前年同期比（%）	第８期第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
シニアワーク事業　（千円）	2,237,534	117.7	1,381,309
シニアケア事業　（千円）	3,557,619	138.7	2,222,777
合計（千円）	5,795,154	129.8	3,604,087

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、「高齢化社会型人材ビジネス」として、わが国の進みゆく深刻な高齢化社会において、老後の暮らしの安心確保と慢性的な労働力不足を解消するため、様々な業界においてシニア人材が働ける就業機会を創造することを目指しております。そのため当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

(1) シニア人材の就業機会の拡大

現状、多くの業界や各企業においてはシニア人材の活用を敬遠する傾向にあることは否めません。当社では、シニアの就業率の低いクライアントに対し、当初は若年層も含む幅広い年代の人材提供を行うことでクライアントの業務内容の理解を高め、シニア活用コンサルティングにより、シニアでも対応可能と考えられる業務を抽出し、業務分析及び業務フローの改善提案を行っております。このような業務分析と実際の就労状況をノウハウ・実績として蓄積することで、アクティブシニアの高い就業率を図っておりますが、オフィスワークのコールセンターについては、アクティブシニアの就業率が低い状態にあり、今後クライアントにシニア人材の活用ノウハウを啓蒙することなどにより、シニア人材の就業機会を拡大させることや当社のシニア活用コンサルタントの育成強化及び対応業種の拡大が当社の成長のために必要な課題と認識しております。

(2) 介護施設向け人材ビジネスの拡大

当社はシニアケア事業として、介護施設向けに主に看護師の人材派遣及び人材紹介を行っておりますが、今後は１介護施設に対し必要となる人材が多いと考えている介護士の人材派遣及び人材紹介にも注力する予定であるため、優秀な介護士の確保が課題と認識しております。

(3) 人材確保と育成

当社事業の中長期的な成長のためには、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。新卒採用を含む積極的な採用活動、教育研修の充実、人事評価制度の構築などが課題であると認識しております。

(4) スタッフ募集の効率化

スタッフ募集については、現在のところ紙媒体による募集が大半を占めておりますが、シニア人材のＩＴリテラシー（ＩＴを使いこなす能力）の向上に伴い、自社ＷＥＢサイトなどのメディアによる募集の効率化を図ることが当社の業績向上を図るための課題と認識しております。

(5) 経営管理体制の強化

当社は、企業規模の拡大の基礎となる経営管理体制、コーポレート・ガバナンスをより強化し、支店運営上の問題点の把握、コンプライアンスの徹底、適切なディスクロージャーやＩＲ活動に取り組むことが企業価値の向上に繋がるものと認識しております。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業の許認可と法的規制について

①人材派遣事業

当社は、労働者派遣法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材派遣事業を行っております。現時点において、当社は、労働者派遣法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法その他関連法令については、経済環境・社会環境の変化に応じて改正される可能性が高く、改正内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。当社の場合は、シニア人材に特化していることから、わが国の労働力不足や財政の逼迫によるシニア人材活用の必要性から改正によるリスクは競合他社と比較して小さいと思われるものの、労働者派遣法その他関連法令の改正内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

②人材紹介事業

当社は、職業安定法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材紹介事業を行っております。現時点において、当社は、職業安定法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

会社名	許認可の名称	監督官庁	許可番号	取得年月日	有効期限
株式会社キャリア	一般労働者派遣事業	厚生労働省	派13-304437	平成21年７月１日	平成29年６月30日
	有料職業紹介事業	厚生労働省	13-ユ-304348	平成21年11月１日	平成29年10月31日

③その他

当社は、看護師や介護士をはじめとした有資格者を対象とした人材派遣、人材紹介を行っているため、今後これらの資格を規定する社会福祉士及び介護福祉士法や保健師助産師看護師法等が改定された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 社会保険料の負担について

当社は、社会保険加入要件を満たす派遣スタッフの社会保険への加入を徹底しております。社会保険料の保険料率や対象範囲は、社会的情勢によって改正されていることから、社会保険料の会社負担金額が上昇した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) スタッフの確保について

当社は、シニア人材及び介護施設等に向けた人材ビジネスに特化した事業を行っております。様々なシニアスタッフの個々のライフスタイルを尊重し、自分に合った時間で楽しんで働くことのできるより適切な職場を提供することを目指し、スタッフにアンケート、ヒアリング、カウンセリングなどを行うことにより、変化しやすいスタッフのライフスタイルを把握し、これまでのキャリアとライフスタイルから適合する多様なニーズに対応することで効率的なスタッフ登録とマッチングを推進し、就業機会の創出を行うことで、当社のブランド力の向上を図っておりますが、競合他社と比較して当社の信用力、ブランド力が低下した場合、優良なシニアスタッフ及び看護師、介護士等のスタッフ確保が困難もしくは非効率となり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競争の激化について

人材ビジネス業界は、比較的少額の資本からでも参入が容易なため、多数の競合他社が存在しております。当社といたしましては、設立以来、シニア人材に特化した人材ビジネスを行っており、競合他社よりも優位となりうる実績とノウハウを有していると考えておりますが、多くの競合他社が当社の事業分野に参入した場合、価格競争激化による収益性の悪化など、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

当社は、業務に従事する者（派遣社員及び業務委託先の従業員を含む）が法令や社内規程を遵守するよう、コンプライアンス規程を制定し、教育・研修などを通じた啓発活動を行うことにより従業員等のコンプライアンス意識

を高めるとともに、内部通報窓口の設置やコンプライアンス委員会の開催によりコンプライアンス違反の把握と未然防止に努めております。

しかし、万が一重大なコンプライアンス違反が発生した場合、顧客等から信頼を著しく損ね、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 個人情報の取扱いについて

当社は、登録スタッフなどの個人情報を保有しており、その取扱いについては、個人情報保護法に従い、当社業務管理システムによって管理され、プライバシーマーク認証、ISO9001：2008認証も取得しております。しかしながら、不測の事態により、個人情報が外部に漏えいし、情報主体者に被害が発生した場合には、損害賠償及び社会的信用の失墜などにより、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 自然災害及びシステム障害について

当社は、全国に営業拠点を有しており、地震、津波、台風などの自然災害が発生した場合に対して迅速かつ的確な対応をして参りますが、想定外の大規模災害が起きた場合、一定の事業運営が困難になる可能性があります。また人材ビジネスの事業の性質上、多数のスタッフや顧客企業と提携しており、スタッフの安否確認や契約内容の調整等、多大な業務負荷を要することから当社の事業運営に影響を与えるとともに、財政状態や業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、事業活動をコンピュータシステムやネットワークに大きく依存しており、当社の業務管理システム内に、登録スタッフの個人情報や顧客企業の基本情報等を大量に保有しております。このため、システムのセキュリティ強化やバックアップ体制の強化等、不測の事態に備えて対策を講じておりますが、これらの対策にも係らず人為的ミスや自然災害などにより管理システムに障害が発生した場合、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。またそれが長期化した場合には、スタッフに対する勤怠管理、給与の支払、顧客に対する代金の請求、与信管理の業務等に支障を来し、当社の提供するサービスの信頼性の低下や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 代表取締役への依存について

代表取締役である溝部正太は、経営方針及び事業戦略全般の策定等に加えて、当社の事業部門の責任者を兼務しており、多方面において重要な役割を果たしております。当社は、代表取締役に過度に依存しない経営体質の構築を進めておりますが、何らかの理由により代表取締役に不測の事態が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 内部管理体制について

当社は、平成21年４月に設立し、未だ社歴が浅く成長途上にあり、今後の事業展開や成長を支えるためにも内部管理体制のより一層の充実を図っていく予定であります。

今後、事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も充実・強化させていく方針ではありますが、事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的な対応ができなかった場合、事業展開に影響が出るなどして、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)人材ビジネス業界の動向について

当社が属する人材ビジネス業界は、社会情勢、景気動向や雇用情勢等の影響を受けやすいものであります。今後、市場環境の悪化や既存顧客の人材需要が大きく減退し、景気後退した場合には、顧客との労働者派遣契約数の急激な減少や人材紹介の需要減など、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)資金使途について

今回の株式上場時における公募増資の資金使途につきましては、現時点では、自社ＷＥＢ媒体の強化やスタッフ募集のための広告宣伝費、基幹システムの導入費用、借入金の返済に充当する予定であります。

しかし、経済情勢の急激な変化に迅速に対応していくため、現時点における資金計画使途以外に充当する可能性があります。また、調達した資金の使途の全てが必ずしも当社の成長に寄与するとは限らず、当初の計画どおりの成果を上げられない可能性があります。

(12)新規事業進出について

当社では、事業規模の拡大と収益源の多様化を実現するために、新規事業への取り組みを進めていく方針であります。新規事業が安定して収益を生み出すまでには一定の期間を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当社の目論見どおりに推移せず、新規事業への投資に対し、十分な回収を行うことができなかった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13)訴訟について

現時点で、当社は損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。当社は法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他の第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めております。しかしながら、当社の登録スタッフによる派遣先等でのトラブルが発生した場合や、取引先等との関係に何かしらの問題が生じた場合には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社の社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)大株主について

当社の創業者である川嶋一郎は、平成25年９月まで当社の代表取締役会長を務めておりましたが、現在は取締役会長（非常勤）として経営方針及び経営戦略立案への提言を主な職務としており、業務執行については代表取締役社長である溝部正太を中心とした常勤取締役により行われております。川嶋一郎は当社の取締役会長であるため、当社といたしましても安定株主であると認識しておりますが、本書提出日現在、当社発行済株式総数の69.7%を保有しており、将来的に同氏により当社株式が売却された場合、当社株式の市場価格や流通状況に影響を及ぼす可能性があります。

(15)役員所有株式に係る質権設定について

当社役員である溝部正太、蒲原翔太、髙見澤幸治及び中川光一郎（以下「対象者」という。）と株式会社みずほ銀行（以下、本(15)において「銀行」という。）との間には金銭消費貸借契約及び手形貸付が締結されており、当該契約に基づき対象者が保有する株式の全部または一部に、下記表の通り、対象者が銀行に対して負担する債務の担保として質権が設定されております。

	保有顕在株式数	質権対象株式数
溝部　正太	291,010株	11,000株
蒲原　翔太	219,660株	174,660株
髙見澤　幸治	16,000株	16,000株
中川　光一郎	3,000株	3,000株
合計	529,670株	204,660株

下記に定めるいずれかの事由が生じた場合には、法定の順序にかかわらず、また被担保債務の期限が到来したかどうかにかかわらず、並びに当社普通株式の売却等を行わない期間（本募集に係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の平成28年12月23日までの期間をいう。）にかかわらず、その債務の弁済に充当するため、銀行により質権対象株式の売却が行われる可能性があります。

・対象者について次の事由が一つでも生じた場合

一支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき

一手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

一対象者の預金その他の銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

一対象者の責めに帰すべき事由によって、銀行に対象者の所在が不明となったとき

一銀行に対する債務の一部でも履行を遅延したとき

一担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき

一銀行との約定に違反したとき

一上記のほか対象者の債務の弁済に支障をきたす相当の事由が生じたとき

本書提出日現在、銀行による質権対象株式の総数は204,660株であり、発行済株式総数2,000,000株の10.2%に相当しております。東京証券取引所における売却又はその他の方法により質権対象株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

(16)ＢＨ株式会社が出資する企業との関係について

当社の取締役会長である川嶋一郎が代表取締役を務めるＢＨ株式会社は、創業支援やスタートアップ投資を目的とした経営コンサルティング事業を行っており、人材ビジネスに関わる出資先として下表の会社に出資しております。

会社名	事業内容	ＢＨ株式会社/ 川嶋一郎の出資比率
株式会社ブレイブ	看護師、介護士、コールセンターを主とした人材派遣	19.9%
株式会社アズスタッフ	ドライバー、保育士を主とした人材派遣	91.1%
WML,.ltd	米国における人材紹介	35.2%

株式会社ブレイブは当社と同様に看護師、介護士、コールセンター等の人材ビジネスを展開しております。ＢＨ株式会社は、創業支援を目的として株式会社ブレイブに出資しておりますが、株式会社ブレイブの株式は同社の現経営陣が過半数を保有しており、また川嶋一郎は役員ではないことから、株式会社ブレイブはＢＨ株式会社及び川嶋一郎から独立した経営が行われております。

なお、当社は、ＢＨ株式会社が出資する会社との間で取引関係はなく、人的な交流も行われておりません。株式会社ブレイブの取締役は当社の株主でありますが、安定株主として出資しており比率として2.2%と当社の経営に直接関与するものではありません。

ＢＨ株式会社の運営方針は、原則として、創業時もしくはスタートアップ期の企業に対し資金提供を行い、企業の成長に応じて段階的な株式譲渡により資金回収を行い、同時に持株比率を低下させるものとしております。そのため、出資先各社の経営は経営陣に一任し、経営判断及び事業展開には一切関与せず、人材ビジネスを営む会社の役員の兼務や、出資先各社間の交流、関係強化は行わない方針であります。当社としましては、コーポレート・ガバナンスの強化の一環で、ＢＨ株式会社及び川嶋一郎による事業調整の可能性を排除することを目的に、当社及びＢＨ株式会社並びに川嶋一郎との間で、ＢＨ株式会社及び川嶋一郎が今後新たに当社と競合する事業を行う企業への出資を事前に防止するための協定書を三者間で締結し、当社事業に毀損が生じないよう管理しております。なお、出資前に、当社会長である川嶋一郎は当社取締役会にて当該出資予定先の事業内容の説明を行い、川嶋一郎を除く取締役会参加者が競合の有無について協議の上、その結果を川嶋一郎へ伝えることとしております。

当社は、派遣する就業スタッフのシニア化を目的として事業を行っており、株式会社ブレイブと違いはあるものの、介護市場における人材派遣・紹介事業において競合関係が生じていないことを外形的に説明することが難しいと判断しております。ＢＨ株式会社としては、今後段階的な株式譲渡等により株式会社ブレイブ株式の持株比率を優先的に低下させていく方針であります。

新規公開後も川嶋一郎は当社の筆頭株主であり、ＢＨ株式会社を通じ様々な会社への出資も継続することとなりますが、当社は独立性の高い社外役員を選任し透明性の高いガバナンス体制を構築しているほか、ＢＨ株式会社との人的・資本的関係を有していないことから、事業展開にあたっては、独自に意思決定し実行して参ります。ただし、川嶋一郎及びＢＨ株式会社の各社に対する出資や経営の方針等に変更が生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき会計上の見積りを行っております。

その他重要な会計方針は「第５　経理の状況　１．財務諸表等　(1) 財務諸表　注記事項　重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

第７期事業年度（自　平成26年10月１日　　至　平成27年９月30日）

（資産の部）

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末と比べ491,796千円増加し、1,642,047千円となりました。流動資産は451,229千円増加の1,429,356千円、固定資産は40,566千円増加の212,691千円となりました。

流動資産の増加の主な要因は、現金及び預金が279,012千円増加、売掛金が168,063千円増加したほか、繰延税金資産が6,472千円増加したことによるものであります。

固定資産のうち有形固定資産は前事業年度末と比べ19,911千円増加し、59,377千円となりました。無形固定資産は、前事業年度末と比べ1,847千円減少し、25,769千円となりました。この主な要因は、自社ＷＥＢ媒体のリニューアル等6,831千円、減価償却費の計上8,114千円等によるものであります。

投資その他の資産は、前事業年度末と比べ22,502千円増加し、127,543千円となりました。この増加の主な要因は、本社移転及び新規支店開設に伴う差入保証金の増加21,333千円によるものであります。

（負債の部）

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末と比べ299,520千円増加し、1,119,436千円となりました。

流動負債は前事業年度末と比べ225,269千円増加し、856,677千円となりました。この増加の主な要因は、１年内返済予定の長期借入金が36,660千円増加し、スタッフ給与の増加等により未払費用が86,478千円増加したほか、未払法人税等が21,935千円、未払消費税等が33,587千円増加したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末と比べ74,250千円増加し、262,759千円となりました。この主な要因は、長期借入金が60,896千円増加し、本社移転及び新規支店開設に伴う資産除去債務が13,354千円増加したことによるものであります。

（純資産の部）

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末と比べ192,275千円増加し、522,611千円となりました。この要因は、当期純利益の計上により利益剰余金の額が192,275千円増加したことによるものであります。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　　至　平成28年３月31日）

（資産の部）

当第２四半期会計期間末における資産合計は、前事業年度末と比べ55,248千円増加し、1,697,296千円となりました。流動資産は58,557千円増加の1,487,914千円、固定資産は3,309千円減少の209,381千円となりました。

流動資産の増加の主な要因は、売掛金が102,955千円、前払費用が1,409千円増加した一方で、現金及び預金が45,605千円減少したことによるものであります。

固定資産のうち有形固定資産は前事業年度末と比べ1,434千円減少し、57,943千円となりました。この主な要因は、支店の増床及び新規開設により工具、器具及び備品が2,229千円、建物が2,067千円増加したことと、減価償却費の計上によるものであります。

無形固定資産は、前事業年度末と比べ2,877千円減少し、22,892千円となりました。この主な要因は、減価償却費の計上によるものであります。

投資その他の資産は、前事業年度末と比べ1,002千円増加し、128,545千円となりました。

（負債の部）

当第２四半期会計期間末における負債合計は、前事業年度末と比べ69,295千円減少し、1,050,141千円となりました。

流動負債は前事業年度末と比べ5,614千円増加し、862,292千円となりました。この主な要因は、スタッフ給与の増加等により未払費用が66,746千円、賞与引当金が28,919千円増加した一方で、未払消費税等が73,893千円減少したことによるものであります。

固定負債は前事業年度末と比べ74,910千円減少し、187,848千円となりました。この主な要因は、長期借入金の返済77,130千円によるものであります。

（純資産の部）

当第２四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末と比べ124,543千円増加し、647,154千円となりました。これは、四半期純利益124,543千円の計上によるものであります。

(3) 経営成績の分析

第７期事業年度（自　平成26年10月１日　　至　平成27年９月30日）

当事業年度の経営成績は、「第２　事業の状況　１．業績等の概要　(1) 業績」に記載しておりますが、その主な要因は次のとおりです。

（売上高）

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ1,329,920千円増加し、5,795,154千円（前年同期比29.8％増）と増収になりました。これは当事業年度にシニアの有資格者の紹介事業を開始し、新規支店としても５支店の開設を行い営業体制の強化を行ったことや自社ＷＥＢ媒体の強化によるものであります。

（売上総利益）

当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ287,755千円増加し、1,425,517千円（前年同期比25.3％増）と増益となりました。

（販売費及び一般管理費）

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ228,869千円増加し、1,162,220千円（前年同期比24.5％増）に増加いたしました。これは、事業規模の拡大により人件費、広告宣伝費及び支店の開設による家賃の増加によるものであります。

（営業利益）

当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ58,886千円増加し、263,296千円（前年同期比28.8％増）と増益となりました。

（経常利益）

当事業年度の経常利益は、前事業年度に比べ91,891千円増加し、293,232千円（前年同期比45.6％増）と大幅な増益となりました。これは当事業年度において営業外収益に助成金収入25,239千円が計上されたことによるものであります。

（当期純利益）

当事業年度の当期純利益は、前事業年度に比べ64,480千円増加し、192,275千円（前年同期比50.5％増）と大幅な増益となりました。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　　至　平成28年３月31日）

（売上高）

当第２四半期累計期間の売上高は、3,604,087千円となりました。これは、前事業年度から引き続き新規顧客の開拓、有資格のアクティブシニアの人材派遣及び人材紹介、自社ＷＥＢ媒体の運用本格化に努めたことによるものであります。

（売上総利益）

当第２四半期累計期間の売上総利益は、850,538千円となりました。

（販売費及び一般管理費）

当第２四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、652,314千円となりました。

（営業利益）

当第２四半期累計期間の営業利益は、198,224千円となりました。これは、売上高の増加によるものであります。

（経常利益）
当第２四半期累計期間の経常利益は、197,905千円となりました。

（四半期純利益）
当第２四半期累計期間の四半期純利益は、124,543千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析
第７期事業年度（自　平成26年10月１日　　至　平成27年９月30日）
当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、売上債権の増加、本社移転や支店の開設による差入保証金の差入による支出等の要因により一部相殺されたものの、税引前当期純利益が289,436千円（前年同期比50.2%増）と増加したこと等により、前事業年度末に比べ279,012千円増加し、当事業年度末には716,002千円となりました。
当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果得られた資金は230,947千円（前年同期は243,697千円の収入）となりました。主な増加要因は税引前当期純利益289,436千円、未払費用の増加額86,478千円及び未払消費税等の増加額33,587千円、主な減少要因は事業規模拡大に伴う売上債権の増加額168,063千円及び法人税等の支払額81,809千円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動の結果使用した資金は49,490千円（前年同期は75,780千円の支出）となりました。主な増加要因は差入保証金の回収による収入42,166千円、主な減少要因は本社移転や支店開設に伴う有形固定資産の取得による支出19,065千円、差入保証金の差入による支出64,963千円、ソフトウエア等の無形固定資産の取得による支出6,831千円であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動の結果得られた資金は97,556千円（前年同期は53,724千円の支出）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入350,000千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出252,444千円であります。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　　至　平成28年３月31日）
当第２四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ45,605千円減少し、当第２四半期会計期間末には670,397千円となりました。
当第２四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）
営業活動の結果得られた資金は36,094千円となりました。これは主に、税引前四半期純利益197,905千円を計上した一方で、売上債権の増加額102,955千円、未払消費税等の減少額73,893千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）
投資活動の結果使用した資金は4,569千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出2,695千円、無形固定資産の取得による支出1,512千円、差入保証金の差入による支出1,026千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）
財務活動の結果使用した資金は77,130千円となりました。これは、長期借入金の返済による支出77,130千円によるものであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について
当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第２　事業の状況　４．事業等のリスク」に記載のとおり、事業の許認可と法的規制、社会保険料の負担、自然災害及びシステム障害等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。そのため、当社は常に市場動向、政府の政策に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

(6) 戦略的現状と見通し

当社は、「将来、世の中で必要となるサービスを自分たちで創り出し、生きがいあふれる高齢社会の実現に貢献します。」という経営理念のもと、高齢化社会型人材ビジネスとして、アクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行うシニアワーク事業と、主に介護施設向けの看護師等の有資格者の人材派遣、人材紹介を行うシニアケア事業に区分し、社会的な追い風を受けつつ急成長を果たしております。

シニアワーク事業については、さらなるアクティブシニアの就業機会創造と有資格者のアクティブシニアの経験とノウハウを活用した人材紹介を推進することで成長を継続いたします。シニアケア事業は、顕在的需要の大きい看護師資格保有者の人材派遣及び人材紹介を継続して行うことで成長を維持しつつ、全国規模で介護施設のクライアントを開拓し、さらに市場規模が大きいと考えている介護士の人材派遣及び紹介による急成長を目指します。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

当社の高齢化社会型人材ビジネスは、当面の間、急成長が見込まれますが、当社は平成21年４月に設立された創業間もない企業であり、当社が今後も持続的に成長するためには、急成長に相応しい経営陣となるべき人材の確保、経営管理体制やコーポレート・ガバナンス体制、コンプライアンス体制の構築が最も重要な問題であると認識しています。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

第７期事業年度（自　平成26年10月１日　　至　平成27年９月30日）

当事業年度中における設備投資の総額は、31,434千円であります。

その主なものは、本社移転に伴う設備投資12,570千円、事業拡大に伴う支店の開設6,624千円であります。また、セキュリティシステム及び自社ＷＥＢ求人サイト等のソフトウエア11,191千円であります。

当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社は高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

第８期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　　至　平成28年３月31日）

当第２四半期累計期間における設備投資の総額は、4,296千円であります。

その主なものは、新宿支店の増床に伴う設備投資2,917千円、事業拡大に伴う支店の開設947千円であります。

当第２四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社は高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

２【主要な設備の状況】

平成27年９月30日現在

事業所名（所在地）	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数（人）
		建物	工具、器具及び備品	ソフトウエア	合計	
本社（東京都新宿区）	本社設備	18,291	5,536	18,317	42,145	49（1）
大阪支店（大阪府大阪市北区）	営業所設備	12,202	953	－	13,156	15（－）
高知事務センター（高知県高知市）	事務センター設備	2,124	1,786	－	3,910	24（－）
福岡支店（福岡県福岡市中央区）	営業所設備	2,217	550	－	2,767	7（1）
札幌支店（北海道札幌市中央区）	営業所設備	1,290	644	－	1,934	8（2）
名古屋支店他13支店（愛知県名古屋市中区他）	営業所設備	8,789	4,991	－	13,780	52（5）

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．従業員数の（　）は、臨時雇用者数（パートタイマー及びアルバイトを含む。）を外書で記載しております。

３．現在休止中の主要な設備はありません。

３【設備の新設、除却等の計画】（平成28年４月30日現在）

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、最近日現在における重要な設備の新設、改修等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設

事業所名（所在地）	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
		総額（千円）	既支払額（千円）		着手	完了	
本社（東京都新宿区）	基幹システム	30,000	－	増資資金	平成28年４月	平成29年９月	－

（注）１．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

２．完成後の増加能力については、計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

（注）平成27年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年12月４日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,000,000株増加し、8,000,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	－	－

（注）１．平成27年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の株式分割が行われ、発行済株式総数は1,800,000株増加し、2,000,000株となっております。

２．平成27年12月３日開催の株主総会決議により、平成27年12月４日付で１単元を100株とする単元株制度を採用しております。

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年９月16日臨時株主総会決議

区分	最近事業年度末現在 （平成27年９月30日）	提出日の前月末現在 （平成28年４月30日）
新株予約権の数（個）	792	776
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	792（注）１	7,760（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000（注）２	1,000
新株予約権の行使期間	自　平成28年９月17日 至　平成36年９月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　10,000 資本組入額　5,000	発行価格　1,000 資本組入額　500
新株予約権の行使の条件	（注）３	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡、質入れその他の一切の処分ができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）４	同左

（注）１．当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（又は株式併合）の比率

上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

２．次の(i)又は(ii)の事由が生じる場合、行使価額は、それぞれ次に定める方法により、調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げる。

(i) 当社普通株式につき株式分割又は株式併合が行われる場合行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（又は株式併合）の比率}}$$

(ii)当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（当該新株の発行又は自己株式の処分が新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使又は当社による新株予約権付社債の取得と引換えにより行われる場合を除く。）行使価額を次の算式により調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は開始日の属する月の前月末日における当社の発行済普通株式数から当社が当該日において保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

また、自己株式の処分を行う場合には、上記算式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとする。

３．新株予約権の行使の条件

当社又は当社関係会社の取締役もしくは、従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、当社又は当社関係会社の取締役を任期満了により退任した場合、また、定年により退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。また、本新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

４．当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）１．に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）２．で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(i) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(ii)募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画が株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会で承認された場合には、当社は、取締役会が別途定める日に、無償で募集新株予約権を取得することができる。

５．平成27年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年12月４日付けで普通株式１株につき10株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

（３）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成26年８月18日（注１）	198,000	200,000	－	20,000	－	－
平成27年12月４日（注２）	1,800,000	2,000,000	－	20,000	－	－

（注）１．株式分割（１：100）によるものであります。

２．株式分割（１：10）によるものであります。

（５）【所有者別状況】

平成28年４月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	1	－	－	11	12	－
所有株式数（単元）	－	－	－	20	－	－	19,979	19,999	100
所有株式数の割合（%）	－	－	－	0.10	－	－	99.90	100.00	－

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

平成28年４月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式　1,999,900	19,999	１（１）②発行済株式の「内容」欄に記載のとおりであります。
単元未満株式	普通株式　100	－	－
発行済株式総数	2,000,000	－	－
総株主の議決権	－	19,999	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（7）【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

（平成26年９月16日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成26年９月16日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　　34
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

（注）退職による権利の喪失等により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役２名及び従業員27名となっております。

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

３【配当政策】

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社は、年１回の剰余金の配当を期末に行うことを基本方針としておりますが、この他、機動的な株主還元の１つとして、会社法第454条第５項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保するため、無配とさせていただきます。なお、内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として有効に活用してまいります。今後の剰余金の配当につきましては、中長期的な視点で業績や財務状況、投資計画の状況を考慮したうえで、株主還元方針を改めて検討してまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

５【役員の状況】

男性10名　女性－名（役員のうち女性の比率－％）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役会長	―	川嶋　一郎	昭和53年７月12日生	平成13年２月　株式会社ザッパラス入社 平成19年10月　BH株式会社設立　代表取締役就任（現任） 平成20年５月　株式会社PINK設立　代表取締役就任 平成21年３月　株式会社POINTDAKARA　代表取締役就任 平成21年４月　当社設立　代表取締役就任 平成21年12月　株式会社POINTDAKARA　取締役就任（現任） 平成23年８月　株式会社アズスタッフ設立　取締役就任 平成23年10月　当社代表取締役会長就任 平成23年12月　プラスハチイチ株式会社　代表取締役就任 平成23年12月　株式会社アプリプラス設立　取締役就任 平成24年10月　株式会社BUY THE WAY設立　取締役就任 平成25年９月　当社取締役会長就任（現任）	（注）３	1,395,830
代表取締役社長	事業本部長	溝部　正太	昭和56年３月11日生	平成15年４月　株式会社アサンテ入社 平成15年９月　株式会社ソア入社 平成16年８月　株式会社グッドウィル入社 平成20年７月　株式会社キャリアマート入社 平成21年４月　同社取締役就任 平成21年10月　当社入社 平成21年12月　当社取締役就任 平成22年６月　BH株式会社　取締役就任 平成23年８月　株式会社アズスタッフ　取締役就任 平成23年10月　当社代表取締役社長就任（現任） 平成23年12月　プラスハチイチ株式会社　取締役就任 平成24年10月　株式会社BUY THE WAY　代表取締役就任 平成26年４月　当社事業本部長（現任）	（注）３	291,010
取締役	事業本部副本部長兼シニアケア事業部長	蒲原　翔太	昭和59年11月28日生	平成21年４月　株式会社キャリアマート入社 平成21年10月　当社入社 平成23年10月　当社メディカル事業部長 平成24年10月　当社執行役員就任 平成25年10月　当社取締役就任（現任） 平成26年４月　当社事業本部副本部長兼シニアケア事業部長（現任）	（注）３	219,660
取締役	管理本部長	髙見澤　幸治	昭和50年３月12日生	平成８年４月　ダイヤモンドホーム株式会社入社 平成11年２月　株式会社タビックスジャパン入社 平成13年12月　株式会社ザッパラス入社 平成17年３月　株式会社エムシー研究所入社 平成23年７月　BH株式会社入社 平成25年10月　当社入社 平成26年３月　当社執行役員就任 平成26年４月　当社管理本部長（現任） 平成27年12月　当社取締役就任（現任）	（注）３	16,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	事業本部副本部長兼シニアワーク事業部長	中川　光一郎	昭和49年10月18日生	平成11年４月　グッドウィル・グループ株式会社入社 平成16年８月　株式会社グッドウィルへ転籍 平成20年10月　株式会社オープンループ入社 平成22年12月　AIU損害保険株式会社入社 平成25年１月　いずみ保険サービス株式会社入社 平成26年７月　当社入社　執行役員就任　事業本部副本部長（現任） 平成26年10月　当社シニアワーク事業部長（現任） 平成27年12月　当社取締役就任（現任）	(注) 3	3,000
取締役	―	谷間　真	昭和46年10月６日生	平成９年１月　公認会計士谷間真事務所開業 平成11年５月　株式会社ディー・ブレイン関西　代表取締役就任 平成14年７月　株式会社ザッパラス　監査役就任 平成14年８月　株式会社プロ・クエスト　代表取締役就任 平成16年10月　株式会社バルニバービ　取締役就任（現任） 平成16年11月　株式会社関門海　取締役就任 平成17年７月　株式会社ザッパラス　取締役就任 平成18年６月　イーディーコントライブ株式会社（現株式会社フード・プラネット）　取締役就任 平成19年４月　株式会社関門海　代表取締役就任 平成24年２月　株式会社T-REVIVEコンサルティング　代表取締役就任（現任） 平成25年３月　株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー　代表取締役就任（現任） 平成25年10月　当社社外監査役就任 平成25年11月　株式会社FTコンサルティングジャパン　代表取締役就任（現任） 平成26年５月　株式会社アクリート　取締役就任（現任） 平成26年７月　株式会社ザッパラス　監査役就任(現任) 平成27年３月　株式会社WCS　社外取締役就任（現任） 平成27年12月　当社社外取締役就任（現任）	(注) 3	―
取締役	―	竹澤　大格	昭和43年１月29日生	平成５年４月　弁護士登録、松嶋・寺澤法律事務所入所 平成９年９月　ウィットマン・ブリード・アボット・モルガン法律事務所（米国ニューヨーク州ニューヨーク市）入所 平成10年４月　ニューヨーク州弁護士登録 平成26年12月　汐留総合法律事務所開設　同事務所所長就任（現任） 平成28年３月　当社社外取締役就任（現任）	(注) 4	―

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役	―	吉村　精治	昭和27年４月16日生	昭和51年６月　株式会社三越（現株式会社三越伊勢丹）入社 平成21年４月　レオドール商事株式会社　取締役就任 平成23年４月　株式会社ヴィジョン・エイ　取締役就任 平成23年８月　当社入社 平成26年１月　当社監査役就任（現任）	(注)５	―
監査役	―	谷口　誠治	昭和41年７月23日生	平成元年４月　合同酒精株式会社（現株式会社オエノンホールディングス）入社 平成元年９月　株式会社片岡経営サービス（現片岡輝昭税理士事務所）入社 平成２年10月　志村晴広税理士事務所入所 平成５年９月　加藤昇公認会計士事務所入所 平成12年２月　森谷会計事務所入所 平成15年12月　税理士法人エムティパートナーズ（現税理士法人森谷会計事務所）代表社員就任 平成18年８月　たにぐち総合会計事務所開業同事務所所長就任（現任） 平成26年１月　当社社外監査役就任（現任） 平成27年６月　GMOメディア株式会社　社外監査役就任（現任）	(注)５	10,000
監査役	―	田中　奉文	昭和18年４月８日生	昭和42年４月　日興證券株式会社（現 SMBC日興証券株式会社）入社 平成２年８月　同社公開引受部長就任 平成10年12月　同社企業法人本部副本部長就任 平成11年４月　東京三菱証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 平成12年６月　同社取締役就任 平成14年９月　同社常務執行役員就任 平成15年７月　株式会社TASC設立　代表取締役就任（現任） 平成16年６月　株式会社ジー・モード　社外監査役就任 平成17年６月　サザビーリーグ株式会社　社外監査役就任 平成17年７月　株式会社ザッパラス　社外監査役就任 平成18年７月　株式会社ザッパラス　社外取締役就任 平成27年４月　株式会社アクリート　社外監査役就任（現任） 平成27年12月　当社社外監査役就任（現任）	(注)６	―
計						1,935,500

（注）１．取締役谷間真、竹澤大格は、社外取締役であります。
２．監査役谷口誠治、田中奉文は、社外監査役であります。
３．平成27年12月３日開催の定時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
４．平成28年３月17日開催の臨時株主総会終結の時から、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
５．平成26年１月１日から、就任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
６．平成27年12月３日開催の定時株主総会終結の時から、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（1）【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率性、健全性、透明性を高め、長期的、安定的かつ継続的に株主価値を向上させる企業経営の推進がコーポレート・ガバナンスの基本であると考え、経営上の重要課題であると認識しております。

このため、企業倫理と法令遵守の徹底、経営環境の変化に迅速・適正・合理的に対応できる意思決定体制及び業務執行の効率化を可能とする社内体制を構築して、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

また、すべてのステークホルダーから信頼を得ることが不可欠であると考え、経営情報の適時開示（タイムリーディスクロージャー）を通じて透明性のある経営を行ってまいります。

① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ．会社の機関の基本説明

当社は、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人、内部監査室を設置しております。これらの各機関の相互連携により、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制に係る各機関、組織は以下のとおりであります。

＜取締役会＞

当社の取締役会は、取締役７名（うち社外取締役２名）で構成されており、月１回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

＜監査役会＞

当社の監査役会は、監査役３名（うち社外監査役２名）で構成されており、月１回の定時監査役会を開催しております。監査役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。

また、常勤監査役は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

＜本社会議＞

当社の本社会議は、常勤取締役、常勤監査役、内部監査室長及び社長が指名する管理本部の各部署管理者を中心に構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

＜開示委員会＞

当社では、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置しております。

当該委員会では、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示すべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に、開示資料の事前審議・検証を行っております。開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等とも連携し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の一翼を担っております。

当社におけるコーポレート・ガバナンスの概略図は以下のとおりです。

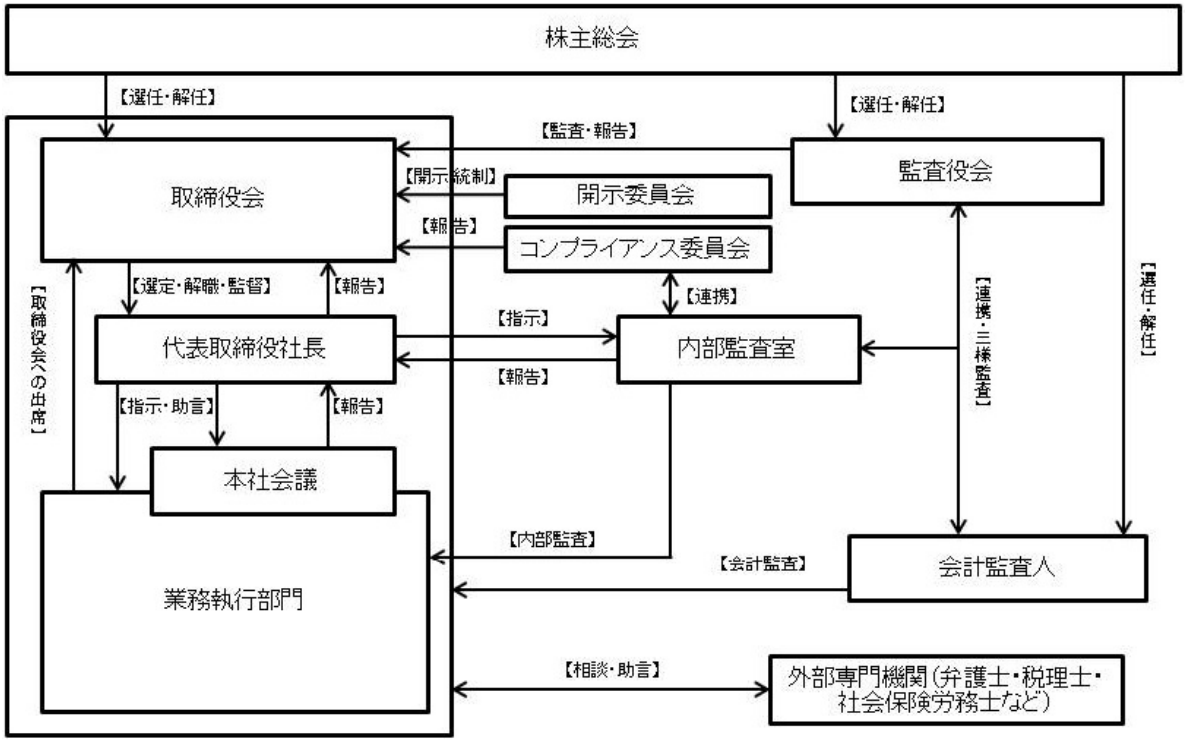

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社では、業務の適正を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、この基本方針に則り業務の適正を確保するための体制を整備、運用しております。

１．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。

(2) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。

(3) 業務管理部をコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

(4) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報制度を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。

(5) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。更に、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。

(6) 監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査役は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、ならびに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

２．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。

(2) 取締役及び監査役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。

３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

(2) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

(3) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

(4) 監査役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。

(5) 取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(6) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、再発防止策の展開等の活動を推進する。

４．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。

(2) 取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

５．当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。

(2) 内部監査室は、当社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

６．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

７．監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長などの指揮・命令は受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

８．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 監査役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

(2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

(3) 取締役及び使用人は、監査役会の定めに従い、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

９．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。

(2) 監査役は、代表取締役及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

(3) 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

(4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

(1) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。

(2) 当社は、反社会的勢力に対して、管理本部長もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

11. 財務報告に係る内部統制

(1) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役、取締役会に報告する。

(2) 監査役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

(3) 当社は、社外取締役及び社外監査役から構成される開示委員会を設置し、有価証券報告書等の法定開示書類に関し、適時開示すべき情報の正確性、法令・上場規則・社内規程等に基づく適法性を確認し、会社情報の開示に関する重要事項について、投資家保護の観点から資料の適正な開示や充実を図ることを目的に、開示資料の事前審議・検証を行い、開示担当部署等の業務執行部門や取締役会等と連携する。

12. ＩＴへの対応

(1) 経営者は、中長期的な展望でＩＴへの取り組みを検討するよう努める。ＩＴの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。

(2) 業界や取引先のＩＴへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。

(3) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。

(4) 経営者は、ＩＴに係る全般統制及びＩＴに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

ハ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、代表取締役社長直轄として独立した内部監査室（人員２名）により、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が、法令、定款及び社内規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその後の状況について調査することにより、内部監査の実行性を確保しております。

監査役監査につきましては、取締役会に監査役が出席するほか、重要な社内会議には常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、監査役会を原則毎月１回開催し、監査役間で情報を共有するとともに意見交換を行っております。

なお、内部監査室、監査役及び会計監査人は適時に協議、意見交換を行い、連携を行う体制となっております。

ニ. 会計監査の状況

会計監査につきましては、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の名前

指定有限責任社員　業務執行社員　矢治　博之

指定有限責任社員　業務執行社員　栗原　学

（注）継続監査年数については、７年以内であるため記載を省略しております。

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士14名

その他　　13名

ホ. 社外取締役及び社外監査役との関係

谷間真氏は、企業経営者として企業経営の卓越した経験と見識を備えており、会計の専門家として、公正かつ客観的な立場から経営に関する適切な意見を述べており、当社の社外取締役として適任と判断しております。同氏は、株式会社T-REVIVEコンサルティング、株式会社セントリス・コーポレートアドバイザリー及び株式会社FTコンサルティングジャパンの代表取締役を、株式会社バルニバービ、株式会社アクリート及び株式会社WCSの社外取締役を、株式会社ザッパラスの監査役を兼務しております。第７期に当社と株式会社バルニバービ及び株式会社アクリートとの間には営業取引がありますが、両社との取引額は売上高全体の0.03%であります。同氏は、一般株主と利益相反の生じるおそれはなく、また、当社との間に特別の利害関係はないため、独立役員として指定しております。

竹澤大格氏は、弁護士としての専門的見地から企業法務に関する相当程度の知見を有しているため、議決権を有する取締役会の一員として審議及び決議に参加することで、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献いただきたいため社外取締役といたしました。当社と竹澤大格氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考え、独立役員として適任であると判断し、指定しております。

谷口誠治氏は、税理士としての財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため社外監査役として選任しております。同氏は、たにぐち総合会計事務所所長及びGMOメディア株式会社の社外監査役を兼務しており、当社の普通株式10,000株を保有しております。当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

田中奉文氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い知識を当社の監査に反映していただくため社外監査役として選任しております。同氏は、株式会社TASCの代表取締役及び株式会社アクリートの社外監査役を兼務しております。第７期に当社と株式会社アクリートとの間には営業取引がありますが、取引額は売上高全体の0.02%であります。また、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役は、業務執行の妥当性、適法性を客観的に評価是正する機能を有しており、企業経営の透明性を高めるために重要な役割を担っております。また、取締役会等の重要な会議体に出席し、豊富な経験と幅広い知見から取締役会等の意思決定における適正性を確保するため、経営陣から独立した中立的な立場で助言・提言を行っております。

当社は、社外取締役及び社外監査役と会社法第427条第１項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または、方針として明確に定めたものはありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できていることを前提に判断しております。

② リスク管理体制の整備の状況

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年１回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

③ 役員報酬の内容

イ．役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役（社外取締役を除く。）	43,200	43,200	－	－	－	4
監査役（社外監査役を除く。）	3,050	3,050	－	－	－	1
社外役員	6,050	6,050	－	－	－	2

（注）１．役員区分において、社外役員は社外監査役２名であります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役の報酬限度額は、平成27年12月３日開催の第７期定時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議されております。
４．監査役の報酬限度額は、平成25年９月25日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議されております。

ロ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ハ．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位、業績、貢献度等を総合的に勘案して、取締役会にて決定しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査役会の協議により決定しております。

ニ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が１億円以上である役員が存在しないため、記載しておりません。

④ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。これに基づき、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額として

おります。これは、社外取締役及び社外監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

⑥　取締役の定数

当社の取締役は、３名以上とする旨を定款に定めております。

⑦　取締役の選任の決議要件

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、総株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を所有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧　株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑨　中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議によって、毎年３月31日を基準日として、会社法第454条第５項に定める剰余金の配当ができる旨を定款に定めております。

（２）【監査報酬の内容等】

①【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
8,000	－	12,000	－

②【その他重要な報酬の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

③【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（最近事業年度の前事業年度）

該当事項はありません。

（最近事業年度）

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査公認会計士等から年度監査計画の提示を受け、監査日程、人員数その他の内容について双方協議の上、有効性及び効率性等を総合的に勘案して決定しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

(1) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、前事業年度（平成25年10月１日から平成26年９月30日まで）及び当事業年度（平成26年10月１日から平成27年９月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第２四半期会計期間（平成28年１月１日から平成28年３月31日まで）及び第２四半期累計期間（平成27年10月１日から平成28年３月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

３．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更に的確に対応することができる体制を整備するため、会計専門誌の購読及び各種セミナーに参加しております。

1 【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年９月30日）	当事業年度 （平成27年９月30日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	436,990	716,002
売掛金	499,476	667,540
前払費用	11,086	15,899
繰延税金資産	17,934	24,406
その他	12,656	5,551
貸倒引当金	△16	△44
流動資産合計	978,127	1,429,356
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,308	52,864
工具、器具及び備品	19,119	28,352
その他	4,736	3,952
減価償却累計額	△18,699	△25,791
有形固定資産合計	39,466	59,377
無形固定資産		
ソフトウエア	15,240	18,317
ソフトウエア仮勘定	12,376	7,452
無形固定資産合計	27,617	25,769
投資その他の資産		
差入保証金	88,945	110,279
破産更生債権等	2,939	3,049
長期前払費用	1,226	1,508
繰延税金資産	3,511	3,623
その他	11,357	12,131
貸倒引当金	△2,939	△3,049
投資その他の資産合計	105,041	127,543
固定資産合計	172,124	212,691
資産合計	1,150,251	1,642,047

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年９月30日）	当事業年度 （平成27年９月30日）
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	117,600	154,260
未払金	47,981	65,204
未払費用	237,059	323,538
未払法人税等	49,730	71,665
未払消費税等	161,573	195,160
前受金	4,675	15,052
預り金	12,789	31,035
返金引当金	－	759
流動負債合計	631,408	856,677
固定負債		
長期借入金	164,312	225,208
資産除去債務	24,196	37,551
固定負債合計	188,508	262,759
負債合計	819,916	1,119,436
純資産の部		
株主資本		
資本金	20,000	20,000
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	305,335	497,611
利益剰余金合計	310,335	502,611
株主資本合計	330,335	522,611
純資産合計	330,335	522,611
負債純資産合計	1,150,251	1,642,047

【四半期貸借対照表】

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成28年３月31日）
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	670,397
売掛金	770,496
前払費用	17,309
繰延税金資産	21,020
その他	9,386
貸倒引当金	△694
流動資産合計	1,487,914
固定資産	
有形固定資産	
建物	54,931
工具、器具及び備品	30,581
その他	3,094
減価償却累計額	△30,664
有形固定資産合計	57,943
無形固定資産	
ソフトウエア	13,928
ソフトウエア仮勘定	8,964
無形固定資産合計	22,892
投資その他の資産	
差入保証金	110,660
破産更生債権等	5,527
長期前払費用	1,003
繰延税金資産	4,385
その他	11,655
貸倒引当金	△4,688
投資その他の資産合計	128,545
固定資産合計	209,381
資産合計	1,697,296
負債の部	
流動負債	
1年内返済予定の長期借入金	154,288
未払金	54,066
未払費用	390,284
未払法人税等	70,879
未払消費税等	121,266
前受金	20,098
預り金	21,624
賞与引当金	28,919
返金引当金	864
流動負債合計	862,292
固定負債	
長期借入金	148,050
資産除去債務	39,798
固定負債合計	187,848
負債合計	1,050,141

（単位：千円）

	当第２四半期会計期間 （平成28年３月31日）
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000
利益剰余金	
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	622,154
利益剰余金合計	627,154
株主資本合計	647,154
純資産合計	647,154
負債純資産合計	1,697,296

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
売上高	4,465,234	5,795,154
売上原価	3,327,472	4,369,636
売上総利益	1,137,761	1,425,517
販売費及び一般管理費	※1 933,350	※1 1,162,220
営業利益	204,410	263,296
営業外収益		
受取利息	137	257
助成金収入	1,600	25,239
保険解約返戻金	―	7,320
その他	205	958
営業外収益合計	1,942	33,775
営業外費用		
支払利息	3,986	3,504
その他	1,026	334
営業外費用合計	5,012	3,839
経常利益	201,341	293,232
特別損失		
固定資産除却損	※2 8,647	※2 933
本社移転費用	―	※3 2,863
特別損失合計	8,647	3,796
税引前当期純利益	192,693	289,436
法人税、住民税及び事業税	70,216	103,745
法人税等調整額	△5,318	△6,585
法人税等合計	64,898	97,160
当期純利益	127,794	192,275

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日） 金額（千円）	構成比（%）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日） 金額（千円）	構成比（%）
Ⅰ　労務費		3,184,669	95.7	4,208,655	96.3
Ⅱ　経費	※	142,803	4.3	160,981	3.7
当期売上原価		3,327,472	100.0	4,369,636	100.0

（注）※主な内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
交通費（千円）	140,169	158,943

【四半期損益計算書】

【第２四半期累計期間】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
売上高	3,604,087
売上原価	2,753,549
売上総利益	850,538
販売費及び一般管理費	※ 652,314
営業利益	198,224
営業外収益	
受取利息	143
助成金収入	3,305
その他	287
営業外収益合計	3,736
営業外費用	
支払利息	1,261
上場関連費用	2,184
その他	610
営業外費用合計	4,055
経常利益	197,905
税引前四半期純利益	197,905
法人税、住民税及び事業税	70,737
法人税等調整額	2,624
法人税等合計	73,361
四半期純利益	124,543

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	5,000	177,540	182,540	202,540	202,540
当期変動額						
当期純利益			127,794	127,794	127,794	127,794
当期変動額合計	－	－	127,794	127,794	127,794	127,794
当期末残高	20,000	5,000	305,335	310,335	330,335	330,335

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

（単位：千円）

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	20,000	5,000	305,335	310,335	330,335	330,335
当期変動額						
当期純利益			192,275	192,275	192,275	192,275
当期変動額合計	－	－	192,275	192,275	192,275	192,275
当期末残高	20,000	5,000	497,611	502,611	522,611	522,611

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	192,693	289,436
減価償却費	15,685	21,670
固定資産除却損	8,647	933
本社移転費用	－	2,863
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△3,980	138
返金引当金の増減額（△は減少）	－	759
受取利息	△137	△257
支払利息	3,986	3,504
売上債権の増減額（△は増加）	△174,509	△168,063
未払費用の増減額（△は減少）	101,421	86,478
未払消費税等の増減額（△は減少）	117,516	33,587
その他	10,052	44,866
小計	271,375	315,917
利息及び配当金の受取額	137	257
利息の支払額	△4,132	△3,418
法人税等の支払額	△23,683	△81,809
営業活動によるキャッシュ・フロー	243,697	230,947
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の売却による収入	600	－
有形固定資産の取得による支出	△22,471	△19,065
無形固定資産の取得による支出	△25,018	△6,831
資産除去債務の履行による支出	△2,000	△1,080
短期貸付金の回収による収入	253	284
差入保証金の回収による収入	1,981	42,166
差入保証金の差入による支出	△29,126	△64,963
投資活動によるキャッシュ・フロー	△75,780	△49,490
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△50,000	－
長期借入れによる収入	300,000	350,000
長期借入金の返済による支出	△303,724	△252,444
財務活動によるキャッシュ・フロー	△53,724	97,556
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	114,192	279,012
現金及び現金同等物の期首残高	322,797	436,990
現金及び現金同等物の期末残高	※ 436,990	※ 716,002

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	197,905
減価償却費	10,120
賞与引当金の増減額（△は減少）	4,768
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2,289
返金引当金の増減額（△は減少）	104
受取利息	△143
支払利息	1,261
上場関連費用	2,184
売上債権の増減額（△は増加）	△102,955
未払費用の増減額（△は減少）	90,897
未払消費税等の増減額（△は減少）	△73,893
その他	△23,821
小計	108,716
利息及び配当金の受取額	143
利息の支払額	△1,233
法人税等の支払額	△71,532
営業活動によるキャッシュ・フロー	36,094
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△2,695
有形固定資産の売却による収入	22
無形固定資産の取得による支出	△1,512
短期貸付金の回収による収入	148
差入保証金の回収による収入	493
差入保証金の差入による支出	△1,026
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,569
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△77,130
財務活動によるキャッシュ・フロー	△77,130
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△45,605
現金及び現金同等物の期首残高	716,002
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 670,397

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　２年～15年

工具、器具及び備品　２年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づいております。

２．引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

３．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　15年

工具、器具及び備品　２年～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年以内)に基づいております。

２．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返金引当金

人材紹介手数料の返金負担に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

３．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（未適用の会計基準等）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（表示方法の変更）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当事業年度より、建築士、土木施工管理技士等の有資格者の人材紹介事業を開始いたしました。それに伴い、将来の人材紹介手数料の返金負担に備えるため、返金引当金を計上しております。

（貸借対照表関係）

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 （平成26年９月30日）	当事業年度 （平成27年９月30日）
当座貸越限度額の総額	550,000千円	600,000千円
借入実行残高	－	－
差引額	550,000	600,000

（損益計算書関係）

※１　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13.5%、当事業年度12.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度86.5%、当事業年度87.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
給与手当	334,726千円	435,864千円
広告宣伝費	118,194	146,050
減価償却費	15,869	21,357
貸倒引当金繰入額	△3,980	138

※２　固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
建物	－千円	699千円
工具、器具及び備品	－	233
ソフトウエア仮勘定	8,647	－
計	8,647	933

※３　本社移転費用

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

本社移転費用は、本社の移転に伴う費用等であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	2,000	198,000	－	200,000
合計	2,000	198,000	－	200,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

（注）普通株式の増加は、平成26年８月18日付で株式１株につき100株の割合をもって株式分割を行ったことによるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	200,000	－	－	200,000
合計	200,000	－	－	200,000
自己株式				
普通株式	－	－	－	－
合計	－	－	－	－

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	－
合計		－	－	－	－	－	－

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
現金及び預金	436,990千円	716,002千円
現金及び現金同等物	436,990	716,002

（リース取引関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	436,990	436,990	－
(2) 売掛金	499,476	499,476	－
(3) 差入保証金	88,945	84,495	△4,450
資産計	1,025,411	1,020,961	△4,450
(1) 未払費用	237,059	237,059	－
(2) 未払消費税等	161,573	161,573	－
(3) 長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金も含む）	281,912	281,479	△433
負債計	680,544	680,111	△433

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払費用、(2) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	436,990	－	－	－
売掛金	499,476	－	－	－
合計	936,466	－	－	－

（注）差入保証金については、償還日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	117,600	97,606	66,706	－	－	－
合計	117,600	97,606	66,706	－	－	－

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、１年以内の支払期日であります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	716,002	716,002	－
(2) 売掛金	667,540	667,540	－
(3) 差入保証金	110,279	106,545	△3,734
資産計	1,493,821	1,490,087	△3,734
(1) 未払費用	323,538	323,538	－
(2) 未払消費税等	195,160	195,160	－
(3) 長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金も含む）	379,468	379,468	－
負債計	898,166	898,166	－

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1) 未払費用、(2) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、その全てが変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	716,002	－	－	－
売掛金	667,540	－	－	－
合計	1,383,543	－	－	－

（注）差入保証金については、償還日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

３．長期借入金の決算日後の返済予定額

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
長期借入金	154,260	137,650	54,198	19,992	13,368	－
合計	154,260	137,650	54,198	19,992	13,368	－

（有価証券関係）

前事業年度（平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第３回新株予約権（平成26年９月25日発行）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　　34名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　9,160株
付与日	平成26年９月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（平成28年９月16日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成26年９月25日　至平成28年９月16日
権利行使期間	自平成28年９月17日　至平成36年９月16日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成26年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	第３回新株予約権 （平成26年９月25日発行）
権利確定前　　（株）	
前事業年度末	－
付与	9,160
失効	－
権利確定	－
未確定残	9,160
権利確定後　　（株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注）平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

②　単価情報

	第３回新株予約権 （平成26年９月25日発行）
権利行使価格　　（円）	1,000
行使時平均株価　　（円）	－
付与日における公正な評価単価　（円）	－

（注）平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び純資産方式により算出しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額　－円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額　－円

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第３回新株予約権（平成26年９月25日発行）
付与対象者の区分及び人数	当社従業員　34名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式　9,160株
付与日	平成26年９月25日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日（平成28年９月16日）まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成26年９月25日　至平成28年９月16日
権利行使期間	自平成28年９月17日　至平成36年９月16日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（平成27年９月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第３回新株予約権 （平成26年９月25日発行）
権利確定前 （株）	
前事業年度末	9,160
付与	－
失効	1,240
権利確定	－
未確定残	7,920
権利確定後 （株）	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

（注）平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第３回新株予約権 （平成26年９月25日発行）
権利行使価格 （円）	1,000
行使時平均株価 （円）	－
付与日における公正な評価単価 （円）	－

（注）平成27年12月４日付の株式分割（１株につき10株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価は、当社が未公開企業であるため本源的価値によっております。また、本源的価値を算出する基礎となる自社の株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び純資産方式により算出しております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映する方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当事業年度末における本源的価値の合計額 －円

② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 －円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成26年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成26年９月30日）
繰延税金資産	
未払事業税	4,891千円
未払事業所税	1,654
未払賞与	7,226
未払家賃	2,167
減価償却超過額	3,433
資産除去債務	8,933
その他	1,994
繰延税金資産計	30,300
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	8,855
繰延税金負債計	8,855
繰延税金資産の純額	21,445

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成26年９月30日）
法定実効税率	39.45%
（調整）	
住民税均等割	0.97
税額控除等	△6.49
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.76
その他	△1.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.68

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の39.45%から36.92%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,469千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

当事業年度（平成27年９月30日）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
繰延税金資産	
未払事業税	6,668千円
未払事業所税	1,819
未払賞与	7,945
未払家賃	5,061
減価償却超過額	4,039
資産除去債務	12,057
その他	2,340
繰延税金資産計	39,932
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	11,901
繰延税金負債計	11,901
繰延税金資産の純額	28,030

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 （平成27年９月30日）
法定実効税率	36.92％
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.68
住民税均等割	0.95
税額控除等	△6.86
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.22
その他	△0.35
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.56

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）が、平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）が平成27年４月１日にそれぞれ公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から事業税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の36.92％から32.90％に、平成28年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、32.11％に変更されます。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は2,514千円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

（持分法損益等）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（企業結合等関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から個別に見積もり、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	9,067千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	16,558
時の経過による調整額	183
資産除去債務の履行による減少額	△1,613
期末残高	24,196

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ　当該資産除去債務の概要

オフィス等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から個別に見積もり、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	24,196千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	13,584
時の経過による調整額	313
資産除去債務の履行による減少額	△543
期末残高	37,551

（賃貸等不動産関係）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

当社は、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

当社は、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
外部顧客への売上	1,900,624	2,564,610	4,465,234

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
外部顧客への売上	2,237,534	3,557,619	5,795,154

２．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

損益計算書の売上高に占める割合が10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	溝部正太	－	－	当社代表取締役社長	（被所有）直接16.0	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	233,338	－	－
役員及び主要株主	川嶋一郎	－	－	当社取締役会長	（被所有）直接69.9	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証	48,574	－	－

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．当社は、銀行借入に対して代表取締役社長の溝部正太及び取締役会長の川嶋一郎より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、期末借入金残高を記載しております。また、保証料の支払いは行っておりません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

関連当事者との取引

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
１株当たり純資産額	165.17円	261.31円
１株当たり当期純利益金額	63.90円	96.14円

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、平成26年８月18日付で普通株式１株につき100株の割合で、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首にそれらの株式分割が行われたと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益金額を算定しております。

３．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　平成25年10月１日 至　平成26年９月30日）	当事業年度 （自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日）
当期純利益金額（千円）	127,794	192,275
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	127,794	192,275
期中平均株式数（株）	2,000,000	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数916個）。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権１種類（新株予約権の数792個）。 なお、新株予約権の概要は「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

（重要な後発事象）

前事業年度（自　平成25年10月１日　至　平成26年９月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　平成26年10月１日　至　平成27年９月30日）

株式分割及び単元株制度の導入

当社は、平成27年11月19日開催の取締役会決議により、平成27年12月４日付で株式分割を実施いたしました。また、平成27年12月３日開催の株主総会決議に基づき、平成27年12月４日付で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

１．株式分割及び単元株制度導入の目的

当社は、投資単位当たりの金額を引き下げることによる当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図るため、株式分割を実施いたしました。また、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、１単元を100株とする単元株制度を導入いたしました。

２．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成27年11月19日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式について、１株につき10株の割合をもって分割いたしました。

(2) 株式分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	200,000株
今回の株式分割により増加する株式数	1,800,000株
株式分割後の発行済株式総数	2,000,000株
株式分割後の発行可能株式総数	8,000,000株

(3) 分割の日程

基準日	平成27年11月19日
効力発生日	平成27年12月４日

３．単元株制度の導入

(1) 新設する単元株式の数

平成27年12月３日をもって単元株制度を導入し、単元株式数を100株といたしました。

(2) 新設の日程

効力発生日　　平成27年12月４日

４．１株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出し、１株当たり情報に記載しております。

【注記事項】

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

（会計上の見積りの変更）

該当事項はありません。

（四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理）

該当事項はありません。

（追加情報）

当社における、賞与支給見込額の計上は、従来、定額支給のみを行っていたことから「未払費用」として計上しておりましたが、当事業年度より定額支給によらない決算賞与の支給制度を新設したことに伴い、第１四半期会計期間より定額支給及び決算賞与の支給見込額を合算して「賞与引当金」として計上しております。

なお、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」の「未払費用」に表示していた323,538千円のうち、定額支給に係る金額は24,151千円であります。

（四半期損益計算書関係）

※　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
給与手当	256,365千円
広告宣伝費	82,403
減価償却費	10,120
貸倒引当金繰入額	2,289

（株主資本等関係）

当第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）

１．配当金支払額

該当事項はありません。

２．基準日が当第２四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第２四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

３．株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

（四半期キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
現金及び預金	670,397千円
現金及び現金同等物	670,397

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）

当社は、高齢化社会型人材ビジネスの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

１株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第２四半期累計期間 （自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日）
１株当たり四半期純利益金額	62円27銭
（算定上の基礎）	
四半期純利益金額（千円）	124,543
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る四半期純利益金額（千円）	124,543
普通株式の期中平均株式数（株）	2,000,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	－

（注）１．潜在株式調整後１株当たり四半期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

２．当社は、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	34,308	25,579	7,023	52,864	7,949	6,180	44,914
工具、器具及び備品	19,119	9,742	510	28,352	13,889	5,842	14,462
その他	4,736	－	784	3,952	3,952	1,221	0
有形固定資産計	58,165	35,322	8,317	85,169	25,791	13,243	59,377
無形固定資産							
ソフトウエア	21,183	11,191	－	32,375	14,057	8,114	18,317
ソフトウエア仮勘定	12,376	2,700	7,624	7,452	－	－	7,452
無形固定資産計	33,560	13,891	7,624	39,827	14,057	8,114	25,769
長期前払費用	3,002	1,417	－	4,420	2,911	1,024	1,508

（注）１．当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物　本社移転に伴う造作工事等　10,500千円

工具、器具及び備品　支店設備等　6,624千円

ソフトウエア　自社ＷＥＢ媒体看護のしるしリニューアル費用　6,000千円

２．当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物　旧本社の造作物等の除却　5,025千円

ソフトウエア仮勘定　ソフトウエアに振替　7,624千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期末残高（千円）	平均利率（％）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
１年以内に返済予定の長期借入金	117,600	154,260	0.73	－
長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）	164,312	225,208	0.64	平成28年10月～平成32年５月
合計	281,912	379,468	－	－

（注）１．平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

２．長期借入金（１年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後５年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）
長期借入金	137,650	54,198	19,992	13,368

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	2,955	154	－	16	3,093
返金引当金	－	759	－	－	759

（注）「当期減少額（その他）」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第８条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

（2）【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
預金	
普通預金	716,002
合計	716,002

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
㈱マックスコム	36,470
㈱ベルシステム24	26,986
㈱スーパー・コート	13,904
㈱もしもしホットライン	12,832
㈱カスタマーリレーションテレマーケティング	12,489
その他	564,857
合計	667,540

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
499,476	6,259,282	6,091,218	667,540	90.12	34.03

（注） 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

② 固定資産

差入保証金

相手先	金額（千円）
住友不動産㈱	46,771
㈱梅田センタービル	15,574
エイ・エフ・ビル管理㈱	9,758
朝日不動産管理㈱	5,255
立川ハウス工業㈱	4,383
その他	28,537
合計	110,279

③　流動負債

イ．１年内返済予定の長期借入金

相手先	金額（千円）
㈱みずほ銀行	69,984
㈱商工組合中央金庫	34,284
㈱三井住友銀行	33,324
㈱八千代銀行	16,668
合計	154,260

ロ．未払費用

区分	金額（千円）
スタッフ給与	203,098
役員報酬及び給与手当	42,635
賞与	21,126
社会保険料	41,657
労働保険料	15,020
合計	323,538

ハ．未払消費税等

区分	金額（千円）
消費税及び地方消費税	195,160
合計	195,160

④　固定負債

長期借入金

相手先	金額（千円）
㈱みずほ銀行	123,360
㈱商工組合中央金庫	65,716
㈱八千代銀行	19,442
㈱三井住友銀行	16,690
合計	225,208

（３）【その他】

該当事項はありません。

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月１日から翌年９月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後３カ月以内
基準日	毎年９月30日
株券の種類	－
剰余金の配当の基準日	毎年３月31日 毎年９月30日
１単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）１	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店 みずほ証券株式会社　本店および全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	－
単元未満株式の買取り（注）２	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目２番１号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社　全国各支店 みずほ証券株式会社　本店および全国各支店
買取手数料	無料（注）３
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむ得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う。 公告掲載ＵＲＬ http://careergift.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）１．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、「社債、株式等の振替に関する法律」第128条第１項に規定する振替株式になることから、当該事項はなくなる予定です。

２．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなることから、該当事項はなくなる予定です。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社が取り扱います。

３．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が株式会社東京証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

４．当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第１【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数（株）	価格（単価）（円）	移動理由
平成26年９月25日	溝部　正太	東京都武蔵野市	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	髙見澤　幸治	東京都江東区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員（注）４	1,149	11,490,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため
平成26年９月25日	溝部　正太	東京都武蔵野市	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	谷口　誠治	神奈川県川崎市中原区	特別利害関係者等（当社監査役、大株主上位10名）（注）４	1,000	10,000,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため
平成26年９月25日	溝部　正太	東京都武蔵野市	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	中川　光一郎	神奈川県横浜市青葉区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員（注）４	300	3,000,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため
平成26年９月25日	溝部　正太	東京都武蔵野市	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	名田　弘幸	埼玉県川口市	当社従業員	250	2,500,000（10,000）（注）５	所有者の事情による
平成26年９月25日	溝部　正太	東京都武蔵野市	特別利害関係者等（当社代表取締役社長、大株主上位10名）	ビー・キューブ株式会社代表取締役社長赤尾　嘉彦	東京都千代田区神田錦町二丁目５番１号	当社の取引先	200	2,000,000（10,000）（注）５	関係強化のため
平成26年９月25日	川嶋　一郎	東京都渋谷区	特別利害関係者等（当社取締役会長、大株主上位10名）	髙見澤　幸治	東京都江東区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員（注）４	217	2,170,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため
平成26年９月25日	島田　忠信	東京都豊島区	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）	髙見澤　幸治	東京都江東区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員（注）４	200	2,000,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため
平成26年９月25日	蒲原　翔太	埼玉県さいたま市中央区	特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）	髙見澤　幸治	東京都江東区	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員（注）４	34	340,000（10,000）（注）５	経営参画意識向上のため

（注）１．当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して２年前の日（平成25年10月１日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第１項第２号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）」に記載することとされております。

２．当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から５年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
３．特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
(1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
(2) 当社の大株主上位10名
(3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
(4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第８項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的関係会社
４．当該移動により特別利害関係者等(大株主上位10名）になりました。
５．移動価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び純資産方式によって算出した価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
６．平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。

第２【第三者割当等の概況】

１【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	平成26年９月25日
種類	第３回新株予約権 （ストックオプション）
発行数	普通株式　916株（注）５
発行価格	１株につき　10,000円（注）２．５
資本組入額	5,000円（注）５
発行価額の総額	9,160,000円
資本組入額の総額	4,580,000円
発行方法	平成26年９月16日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	－

（注）１．第三者割当等による株式等の発行の制限に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則等並びにその期間については以下のとおりであります。

(1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して１年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。

(2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。

(3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は平成27年９月30日であります。

２．発行価格は、ディスカウント・キャッシュフロー法及び純資産方式によって算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

３．新株予約権の行使時の払込金額、行使請求期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	１株につき　10,000円（注）５
行使請求期間	平成28年９月17日から 平成36年９月16日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部　企業情報　第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

４．所有者の退職等により、従業員５名140株分の権利が失効しております。

５．当社は、平成27年12月４日付で普通株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の発行数、発行価格、資本組入額及び行使時の払込金額は株式分割前の内容を記載しております。

２【取得者の概況】

平成26年９月16日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
髙見澤　幸治	東京都江東区	会社員	400	4,000,000 (10,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員
中川　光一郎	神奈川県横浜市青葉区	会社員	60	600,000 (10,000)	特別利害関係者等（大株主上位10名）、当社執行役員
大田原　誠	東京都目黒区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
水久保　真実	東京都渋谷区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
竹森　浩美	神奈川県横浜市中区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
幸野　裕史	東京都世田谷区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
筆本　貴哉	大阪府東大阪市	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
石川　美穂	愛知県名古屋市中区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
村井　敬一	東京都調布市	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
竹田　典史	東京都清瀬市	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
佐々口　晃	東京都文京区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
赤澤　礼士	福岡県福岡市博多区	会社員	20	200,000 (10,000)	当社の従業員
大石　公史	神奈川県川崎市宮前区	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
中島　正人	千葉県市川市	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
中島　可南	東京都調布市	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
堀江　美帆	東京都練馬区	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
倉津　慶三	千葉県船橋市	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
菅井　アレキス　英夫	東京都小平市	会社員	12	120,000 (10,000)	当社の従業員
倉津　理恵	千葉県船橋市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
岩下　純平	埼玉県戸田市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
篠原　康裕	東京都豊島区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
番場　力也	東京都渋谷区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
永松　七美	福岡県福岡市東区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数（株）	価格（単価）（円）	取得者と提出会社との関係
荻野目　友香	兵庫県神戸市長田区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
伊藤　大貴	東京都葛飾区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
梅本　祥二	大阪府吹田市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
石川　洋祐	愛知県名古屋市中区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
原　知宏	三重県名張市	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員
奥田　寿志	広島県広島市東区	会社員	4	40,000 (10,000)	当社の従業員

（注）１．退職等の理由により権利を喪失したものにつきましては、記載しておりません。
２．当社は、平成27年12月４日付で、普通株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の「割当株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「割当株数」及び「価格（単価）」で記載しております。
３．髙見澤幸治、中川光一郎は新株予約権付与日以降、平成27年12月３日開催の定時株主総会において、取締役に就任しており、本書提出日現在において、特別利害関係者等（当社取締役、大株主上位10名）となっております。

３【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第３【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
川嶋　一郎（注）１．３	東京都渋谷区	1,395,830	69.52
溝部　正太（注）２．３	東京都武蔵野市	291,010	14.49
蒲原　翔太（注）３．４	埼玉県さいたま市中央区	219,660	10.94
島田　忠信（注）３	東京都豊島区	40,000	1.99
髙見澤　幸治（注）３．４	東京都江東区	20,000 (4,000)	1.00 (0.20)
谷口　誠治（注）３．５	神奈川県川崎市中原区	10,000	0.50
本田　剛久（注）３	千葉県松戸市	8,000	0.40
小林　周一（注）３	東京都新宿区	7,000	0.35
竹上　雅彦（注）３	神奈川県川崎市宮前区	5,000	0.25
中川　光一郎（注）３．４	神奈川県横浜市青葉区	3,600 (600)	0.18 (0.03)
名田　弘幸	埼玉県川口市	2,500	0.12
ビー・キューブ株式会社	東京都千代田区神田錦町二丁目５番１号	2,000	0.10
大田原　誠（注）６	東京都目黒区	200 (200)	0.01 (0.01)
水久保　真実（注）６	東京都渋谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
竹森　浩美（注）６	神奈川県横浜市中区	200 (200)	0.01 (0.01)
幸野　裕史（注）６	東京都世田谷区	200 (200)	0.01 (0.01)
筆本　貴哉（注）６	大阪府東大阪市	200 (200)	0.01 (0.01)
石川　美穂（注）６	愛知県名古屋市中区	200 (200)	0.01 (0.01)
村井　敬一（注）６	東京都調布市	200 (200)	0.01 (0.01)
竹田　典史（注）６	東京都清瀬市	200 (200)	0.01 (0.01)
佐々口　晃（注）６	東京都文京区	200 (200)	0.01 (0.01)
赤澤　礼士（注）６	福岡県福岡市博多区	200 (200)	0.01 (0.01)
大石　公史（注）６	神奈川県川崎市宮前区	120 (120)	0.01 (0.01)
中島　正人（注）６	千葉県市川市	120 (120)	0.01 (0.01)
中島　可南（注）６	東京都調布市	120 (120)	0.01 (0.01)
堀江　美帆（注）６	東京都練馬区	120 (120)	0.01 (0.01)

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（%）
倉津　慶三（注）６	千葉県船橋市	120 (120)	0.01 (0.01)
菅井　アレキス　英夫（注）６	東京都小平市	120 (120)	0.01 (0.01)
倉津　理恵（注）６	千葉県船橋市	40 (40)	0.00 (0.00)
岩下　純平（注）６	埼玉県戸田市	40 (40)	0.00 (0.00)
篠原　康裕（注）６	東京都豊島区	40 (40)	0.00 (0.00)
番場　力也（注）６	東京都渋谷区	40 (40)	0.00 (0.00)
永松　七美（注）６	福岡県福岡市東区	40 (40)	0.00 (0.00)
荻野目　友香（注）６	兵庫県神戸市長田区	40 (40)	0.00 (0.00)
伊藤　大貴（注）６	東京都葛飾区	40 (40)	0.00 (0.00)
梅本　祥二（注）６	大阪府吹田市	40 (40)	0.00 (0.00)
石川　洋祐（注）６	愛知県名古屋市中区	40 (40)	0.00 (0.00)
原　知宏（注）６	三重県名張市	40 (40)	0.00 (0.00)
奥田　寿志（注）６	広島県広島市東区	40 (40)	0.00 (0.00)
計	－	2,007,760 (7,760)	100.00 (0.39)

（注）１．特別利害関係者等（当社の取締役会長）
２．特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）
３．特別利害関係者等（大株主上位10名）
４．特別利害関係者等（当社の取締役）
５．特別利害関係者等（当社の監査役）
６．当社の従業員
７．株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。
８．（　）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

株式会社キャリア

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢治　博之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗原　学

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの平成２５年１０月１日から平成２６年９月３０日までの第６期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアの平成２６年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成２８年５月１２日

株式会社キャリア

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　矢治　博之

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　栗原　学

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの平成２６年１０月１日から平成２７年９月３０日までの第７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリアの平成２７年９月３０日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成２８年５月１２日

株式会社キャリア

取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　矢治　博之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　栗原　学

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャリアの平成２７年１０月１日から平成２８年９月３０日までの第８期事業年度の第２四半期会計期間（平成２８年１月１日から平成２８年３月３１日まで）及び第２四半期累計期間（平成２７年１０月１日から平成２８年３月３１日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャリアの平成２８年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第２四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

２．ＸＢＲＬデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

株式会社プロネクサス　印刷